



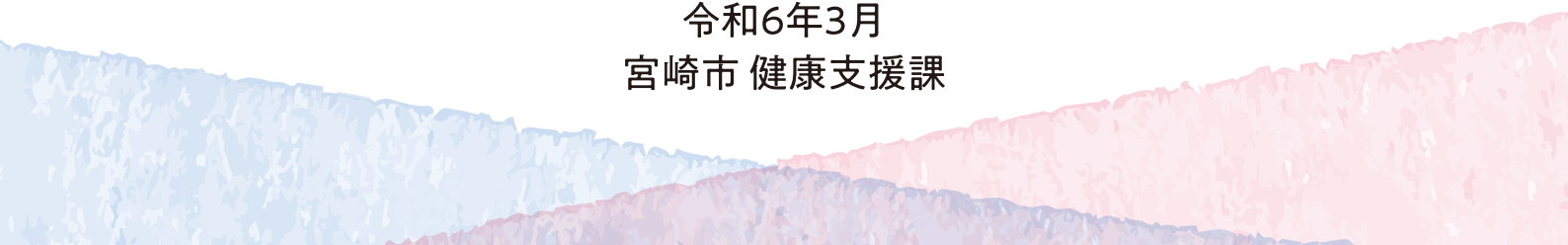
# 第3期 宮崎市 自殺対策行動計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

市民一人ひとりが  
かけがえのない命“を大切にし  
お互いを理解、  
尊重し支えあうまち「宮崎市」



令和6年3月  
宮崎市 健康支援課





## 第3期 宮崎市自殺対策行動計画 目次

第1章	はじめに	1
第2章	計画策定の趣旨等	2
2-1	計画策定の背景と趣旨	2
2-2	計画の位置付け	3
2-3	計画の期間	4
2-4	計画の数値目標	4
第3章	宮崎市における自殺の特徴	5
3-1	各種統計データから見る宮崎市の自殺の現状	5
3-2	住民意識調査結果	11
第4章	これまでの取組と評価	17
4-1	数値目標の達成状況	17
4-2	計画期間の取組状況	18
4-3	本市の自殺対策における課題	20
第5章	いのち支える自殺対策における取組	23
5-1	自殺対策の基本理念（体系図）	23
5-2	評価指標	24
5-3	基本施策	25
5-4	重点施策	30
5-5	「生きる支援」関連施策（※庁内事業の棚卸）	36
第6章	自殺対策の推進体制等	41
6-1	宮崎市自殺対策推進協議会設置要綱	41
6-2	宮崎市自殺対策推進協議会委員組織図	42
第7章	参考資料	43
7-1	自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）	43
7-2	自殺総合対策大綱	48



## 第1章 はじめに

我が国の自殺者数は、減少傾向にあるものの、他の先進国と比べると変わらず高水準であり、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化するなど、依然として予断を許さない状況です。

本市においても、減少傾向にあった自殺者数が令和2年には大幅に増加、今もなお、高止まりが続き、尊いのちが失われている状況にあります。



自殺は、その多くが個人の意思だけではなく、社会的要因が複雑に絡み合い、問題が深刻化した時に起こる「追い込まれた末の死」と言われています。そうした状況に陥る前に、当事者がSOSを発信でき、また周囲がそのSOSに気づいて手を差し伸べることができる地域社会をつくるのが大切です。

自殺で亡くなる方を一人でも多く減らし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、この度第3期宮崎市自殺対策行動計画を策定いたしました。

この計画をもとに、関係機関や関係団体をはじめ、まちの主役である市民の皆様のご理解ご協力をいただき、「市民一人ひとりが“かけがえのない命”を大切にし、お互いを理解、尊重し支えあう」基本理念のもと、地域で安心して暮らすことができるまちの実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました宮崎市自殺対策推進協議会の委員の皆様や、貴重なご意見をいただきました市民、関係者、関係機関・関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

宮崎市長 清山 知憲

## 第2章 計画策定の趣旨等

### 2-1 計画策定の背景と趣旨

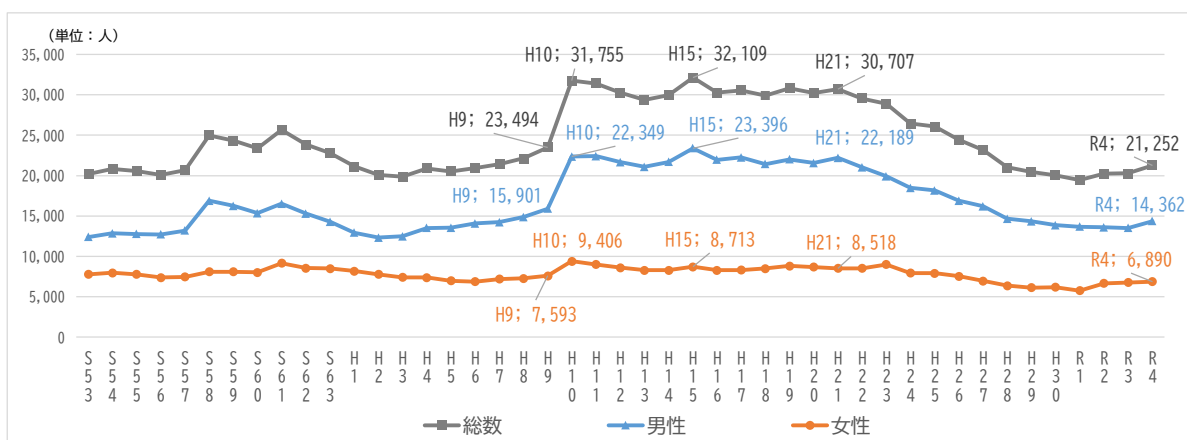
#### (1) 背景

我が国の自殺対策は、平成 18（2006）年に自殺対策基本法が制定されて以降大きく前進しました。「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は平成 21（2009）年から令和元（2019）年に減少するなど、一定の成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、令和 2（2020）年には 11 年ぶりに前年を上回りました。我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、依然として G7 諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年 2 万人を超える水準で推移していることから、非常事態は続いている状況です。

このような中、令和 4 年 10 月、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、地域自殺対策の強化などが示されました。

また、この新たな大綱で示された「子ども・若者の自殺対策」として全国で増加する子どもの自殺を防ぐため、令和 5 年 6 月 2 日「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられました。

【自殺者数の推移（全国）】



資料：人口動態統計

#### (2) 趣旨

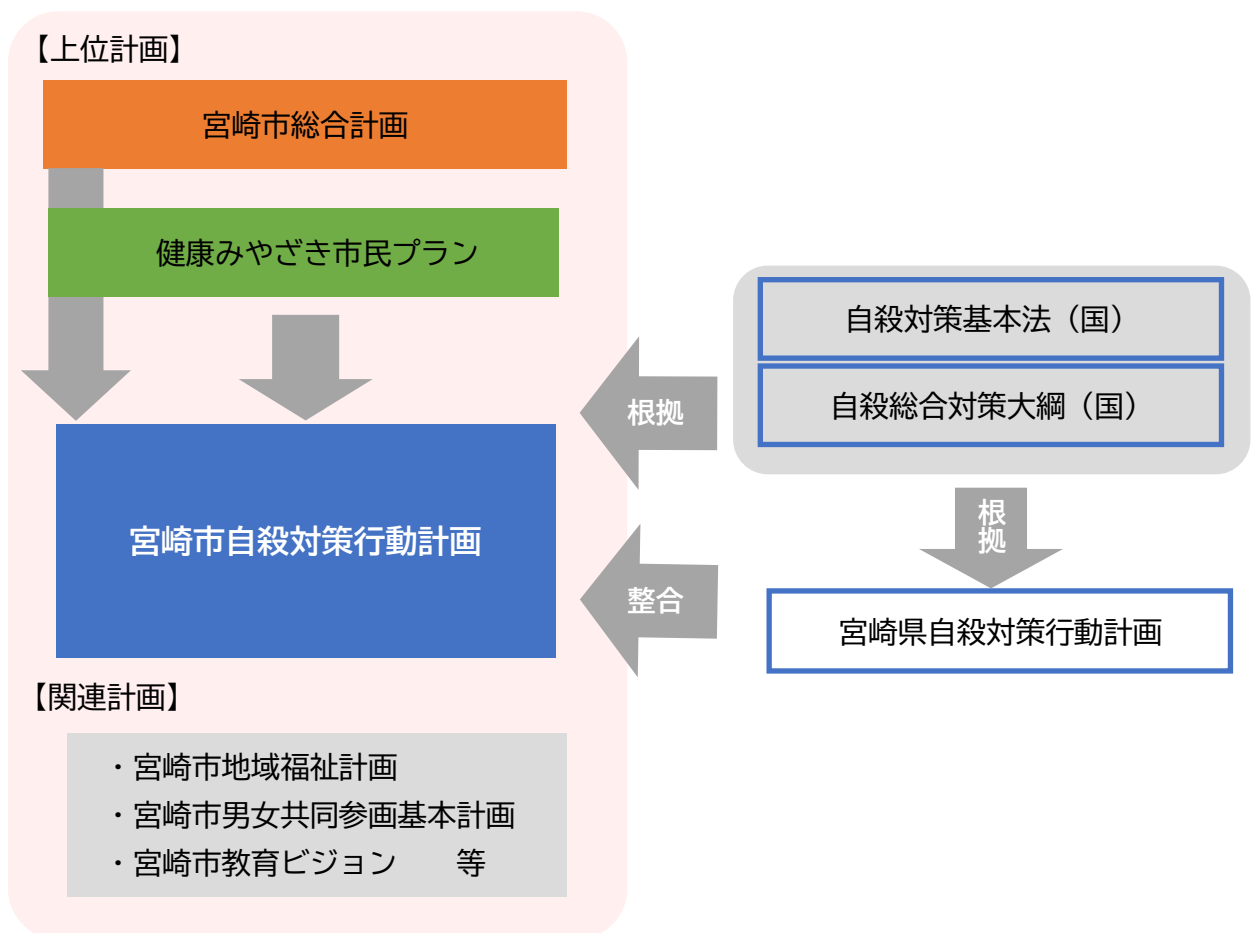
本市では、自殺対策の関係機関・団体等と連携を図り、総合的な自殺対策の検討を行う場として、平成 22 年 8 月に「宮崎市自殺対策推進協議会」を設置し、平成 26 年 3 月に自殺対策を推進するための具体的な取組を定めた「宮崎市自殺対策行動計画」を策定しました。平成 29 年 4 月には「宮崎市自殺対策行動計画第 2 期」を策定し、関係機関と連携を図りながら、全庁的な取組として自殺対策を推進してきました。

本計画は、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の内容を反映させるなどの見直しを行い、「第 3 期宮崎市自殺対策行動計画」として定めたものです。

## 2-2 計画の位置付け

- 本計画は自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として定めたものです。
- 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第3条の規定に基づく市の状況に応じた施策を体系的に示す計画です。
- 国の自殺総合対策大綱（令和4年10月）が定める「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を誰もが受けられるよう、「生きる支援」に関連する事業、つまり既存の事業を最大限活かすための計画です。
- 「宮崎市総合計画」「健康みやざき市民プラン」を上位計画として、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、自殺対策を推進していきます。

### ■計画の位置付け



## 2-3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

なお、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 2-4 計画の数値目標

本市においては、令和4年の自殺死亡率（人口動態統計）が16.3となり基準年とした平成27年の16.4と比べると0.1減少しています。また、国の新たな自殺総合対策大綱で、「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」と旧大綱の数値目標を継続することが示されていることから、令和8年の数値目標を「11.5以下」とします。

さらに、計画最終年の令和10年の数値目標としては、令和8年の維持、減少を目指し「11.5以下」とします。

### ■宮崎市の自殺対策数値目標

#### ①自殺死亡率

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	16.4	16.3	11.5以下	11.5以下

#### ②年間自殺者数

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
年間自殺者数	66人	65人	45人以下	44人以下
(参考) 総人口の実績及び推計値	401,138人	399,476人	(R7) 394,839人	(R12) 387,659人

※自殺者数は総人口に自殺死亡率を乗じて算出しました。令和8年及び令和10年の算出にあたっては、総人口の推計が国勢調査をもとに5年ごととなっているため最も近い年度である令和7年と令和12年の推計値をそれぞれ用いています。



## 第3章 宮崎市における自殺の特徴

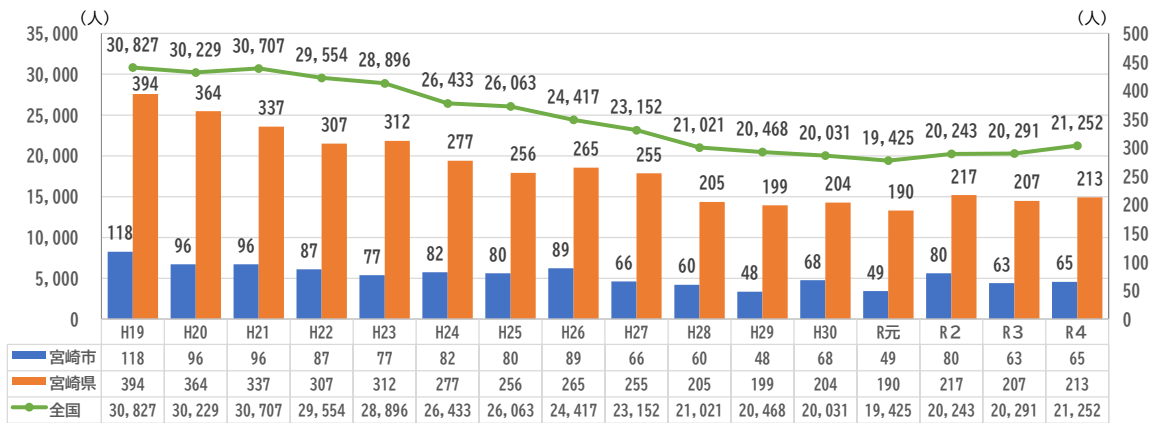
### 3-1 各種統計データから見る宮崎市の自殺の現状

本市の自殺の現状を把握するために、各種統計データを全国や宮崎県と比較して分析しました。本市の数値は全国や宮崎県に比べ増減が大きくなる傾向がみられ、これは母数となる人口が少ないことが一因と言えます。そのため、一時点の数値で判断することなく、5年集計を活用したり、国・県の数値を踏まえて現状を分析しています。

#### (1) 自殺者の推移

本市の自殺者数は、増減があるものの令和元年までは減少傾向となっていました。令和2年には80人と増加に転じ、令和4年も高止まりの傾向が続いています。

■全国、宮崎県、宮崎市の自殺者数の推移（平成19～令和4年）

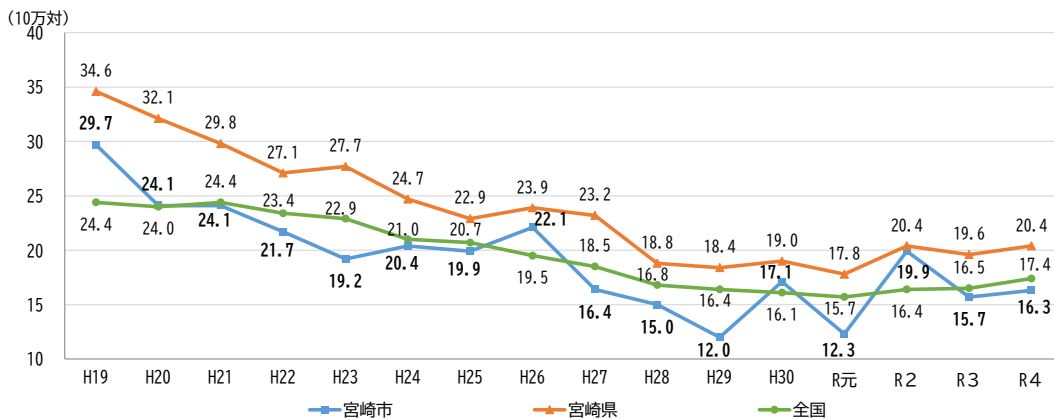


資料：厚生労働省「人口動態統計」

#### (2) 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率は、増減があるものの令和元年までは低下傾向となっていました。令和2年には19.9と上昇に転じ、令和4年も16.3と高止まりの傾向が続いています。

■全国、宮崎県、宮崎市の自殺死亡率の推移（平成19～令和4年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

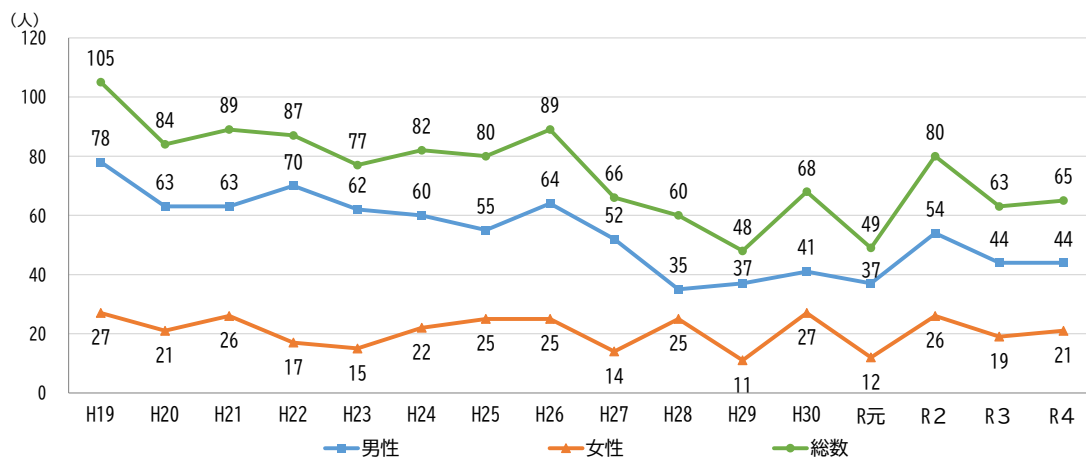
### (3) 自殺者の男女別・年代別の状況

自殺者の性別の年次推移をみると、全ての年において女性より男性が多くなっています。女性は、ほぼ横ばいに推移しており、近年は男女の差が縮まってきています。

平成29年から令和3年の性・年代別の自殺者割合をみると、男性では40歳代と50歳代の割合が高くなっており、女性では40歳代の割合が高くなっています。

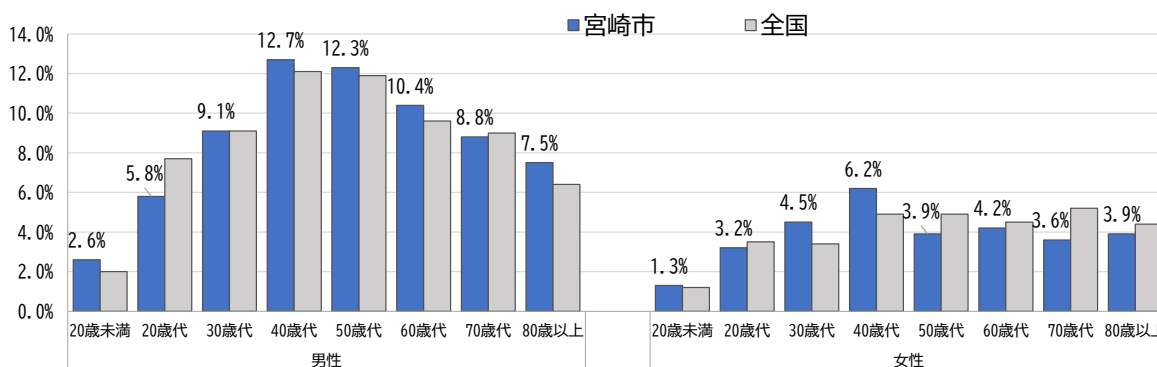
また、性・年代別の平均自殺死亡率（10万対）をみると、80歳以上の男性が39.4と最も高く、全国との差も大きくなっています。

■自殺者数の年次推移（宮崎市）

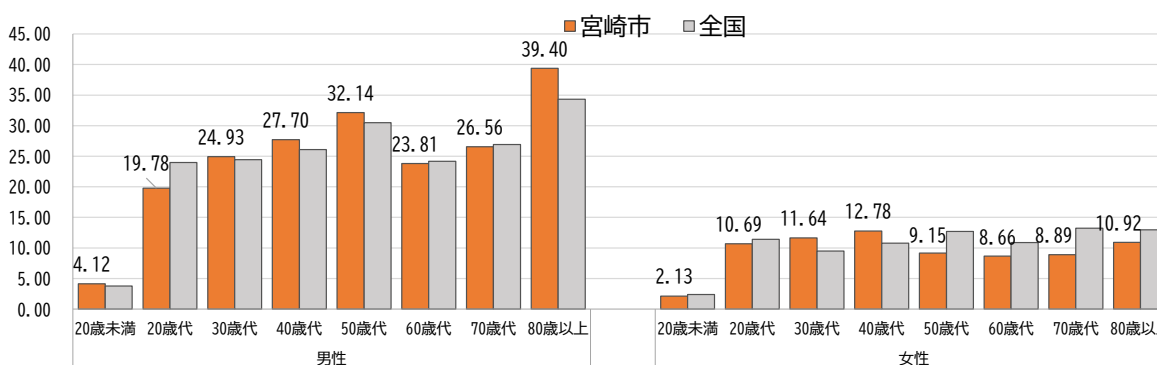


資料：厚生労働省「人口動態統計」

■性・年代別の自殺者割合（平成29～令和3年集計）



■性・年代別の平均自殺死亡率（10万対）（平成29～令和3年集計）



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022年版」

#### (4) 年代別死亡順位

平成29年から令和3年の宮崎県における10～39歳の死因は、「自殺」が第1位となっています。

#### ■死因順位別にみた都道府県・年齢階級別死亡数・構成割合（平成29～令和3年集計、宮崎県）

年齢階級	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
10～19歳	自殺	25	38%	悪性新生物	12	18%	不慮の事故	12	18%
20～29歳	自殺	68	43%	悪性新生物	28	18%	不慮の事故	18	11%
30～39歳	自殺	111	31%	悪性新生物	80	23%	不慮の事故	33	9%
40～49歳	悪性新生物	294	32%	自殺	138	15%	心疾患	117	13%
50～59歳	悪性新生物	849	41%	心疾患	281	13%	脳血管疾患	182	9%
60～69歳	悪性新生物	2881	46%	心疾患	731	12%	脳血管疾患	455	7%
70～79歳	悪性新生物	4820	40%	心疾患	1602	13%	脳血管疾患	952	8%
80～89歳	悪性新生物	6232	24%	心疾患	4248	17%	脳血管疾患	2378	9%
90～99歳	心疾患	4257	21%	老衰	3217	16%	悪性新生物	2507	12%
100歳～	老衰	684	36%	心疾患	344	18%	肺炎	182	10%

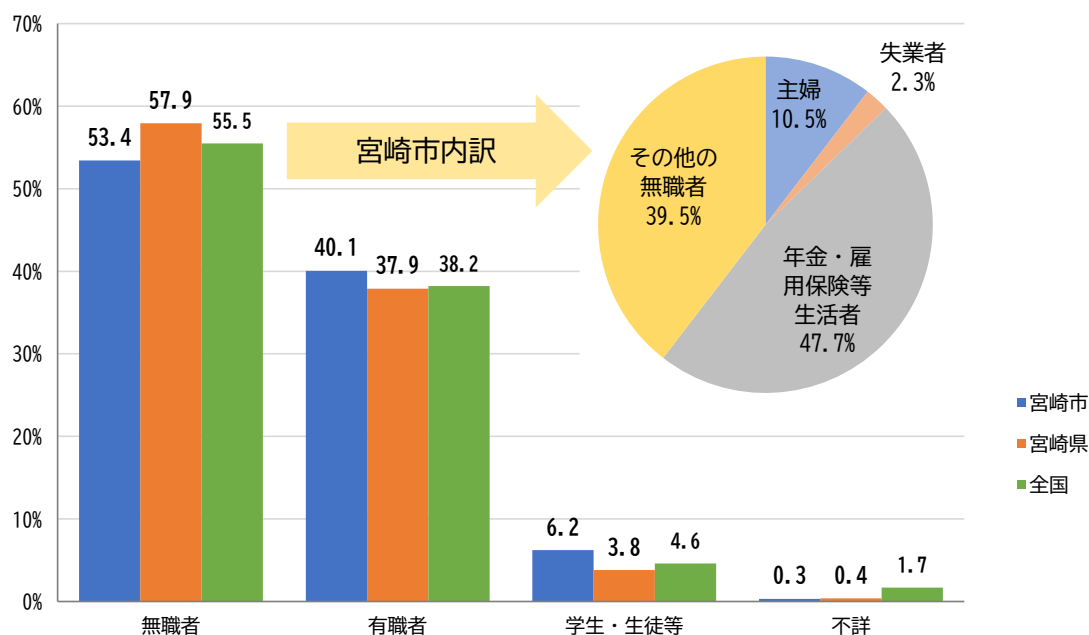
資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022年版」

#### (5) 自殺者の職業別の状況

平成30年から令和4年の自殺者の職業別の状況を見ると、無職者の割合が53.4%と最も高くなっています。その内訳をみると「年金・雇用保険等生活者」の割合が47.7%と多い状況です。

また、「有職者」、「学生・生徒等」の割合は、全国・宮崎県より高くなっています。

#### ■全国、宮崎県、宮崎市の職業別自殺者数の割合（平成30～令和4年集計）



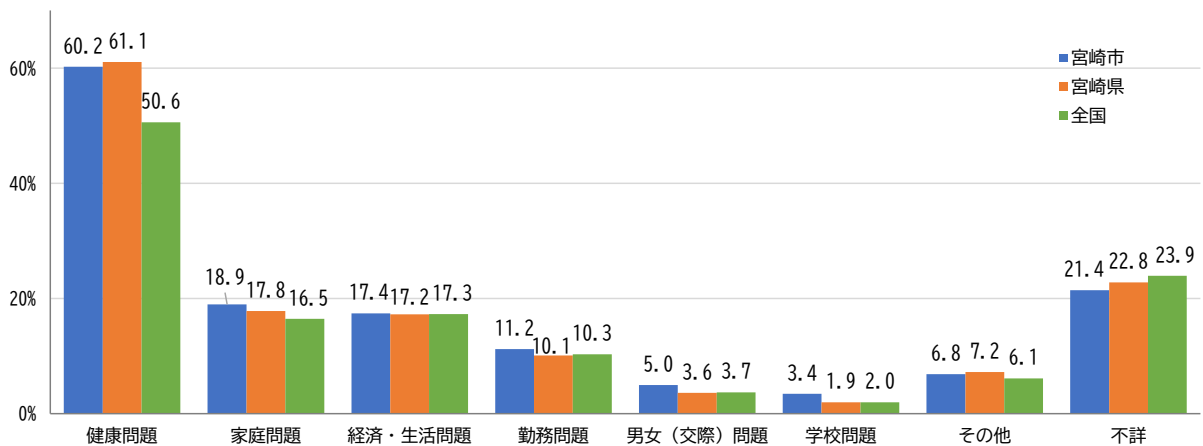
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（発見日・発見地）

## (6) 自殺者の原因・動機の状況

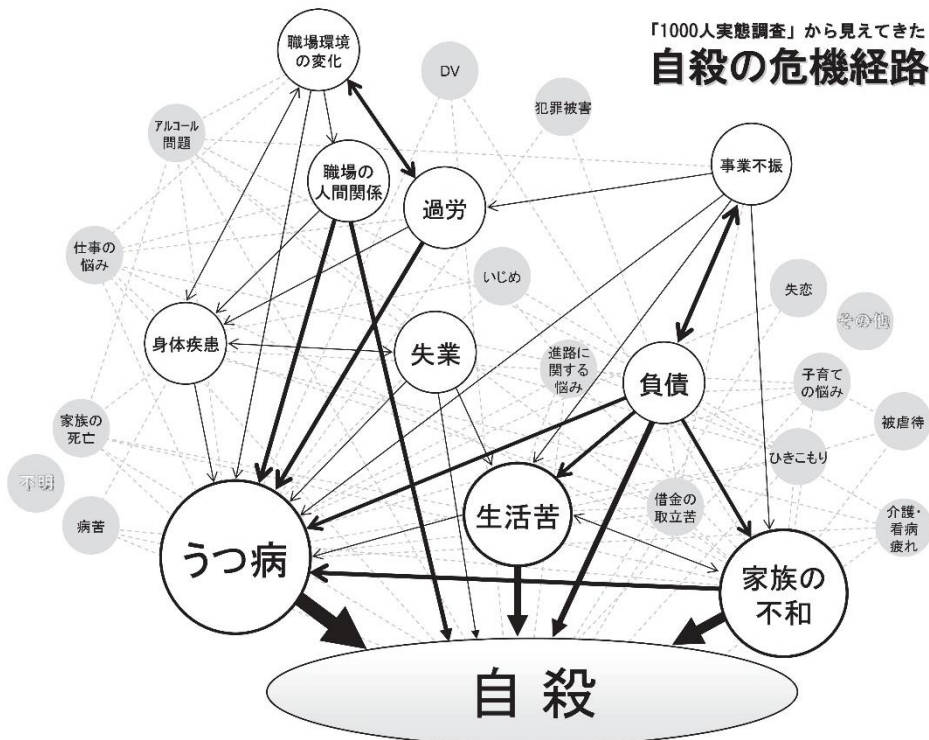
平成30年から令和4年の自殺者の原因・動機の状況を見ると、「健康問題」の割合が60.2%で最も高く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」の順となっています。この順番は、県、全国と同様の傾向となっています。

社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化、複合化しており、このような問題が最も深刻化した時に自殺は起きる可能性が高くなります。「平均4つの要因（問題）が連鎖する中で起きている」とする調査<sup>(※)</sup>もあります。

■全国、宮崎県、宮崎市の原因・動機別自殺者数の割合（平成30～令和4年集計、複数選択回答）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（発見日・発見地）



資料：※自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行）

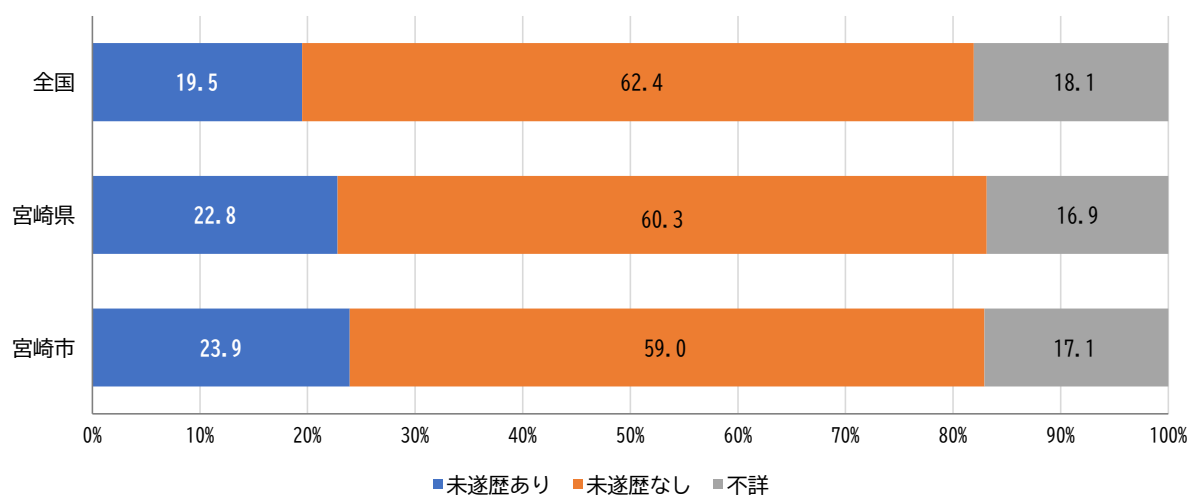
## (7) 自殺未遂者の状況

本市の平成30年～令和4年の自殺未遂者の状況をみると、自殺者の約4人に1人は自殺未遂歴があり、全国や宮崎県と比較して「未遂歴あり」の割合が高くなっています。

また、これを性別で見ると、女性が40.4%となり、男性の16.1%より「未遂歴あり」の割合が高くなっています。

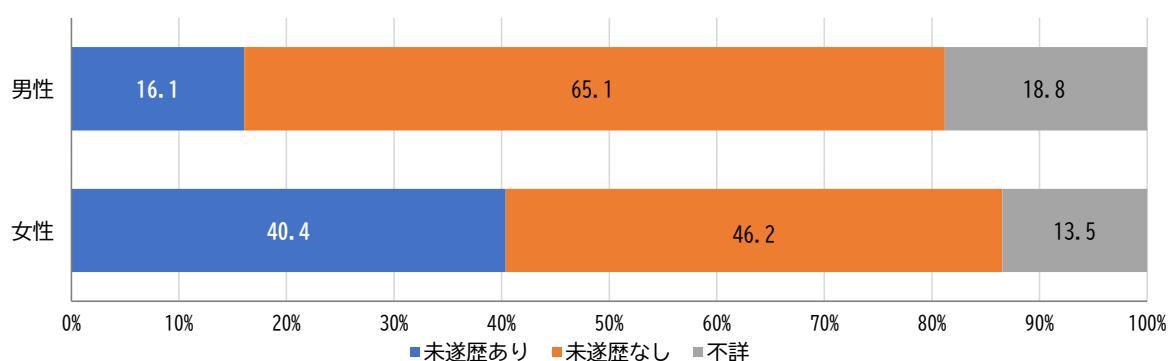
自殺未遂者の15%前後が1年以内に自傷を繰り返し、また自傷後1年以内に0.5～2%、9年後には5%が自殺既遂に至ると言われています。<sup>※</sup>

### ■全国、宮崎県、宮崎市の自殺未遂歴の状況（平成30～令和4年集計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（発見日・発見地）

### ■宮崎市の男女別自殺未遂歴の状況（平成30～令和4年集計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（発見日・発見地）

#### 【参考文献】

※Owens D, Horrocks J, House A: Fatal and non-fatal repetition of self-harm. Systematic review. Br J Psychiatry 2002;181:193-199

## (8) 自損行為による救急搬送の状況

宮崎市消防局管内において、令和4年の自損行為による出動は235件。そのうち、救急搬送されたものは、表1のとおり165人、また、救急隊が出動したものの、本人が拒否するなど病院への搬送を行わなかったものは表2のとおり72人となっています。

■自損行為による救急搬送者（令和4年）（人） 表1

自損行為による 救急搬送人数	傷病程度内訳			
	死亡	重症	中等症	軽症
165	21	14	93	37

注) 傷病程度とは、病院へ搬送し、初診時に医師が患者状態等の程度を判断したものの。

重症：3週間以上入院加療を要するもの

中等症：重症又は軽症以外のもの

軽症：入院加療を必要としないもの

■自損行為による不搬送者（令和4年）（人） 表2

不搬送	不搬送理由別				
	明らかな 死亡	拒否	辞退 (到着後)	他車(隊) 搬送	その他
72	33	15	21	1	2

※対応人数の合計数が出動件数と一致しないことがあります。

資料：宮崎市消防局作成

## (9) 本市の自殺の特徴（平成29～令和3年合計）＜特別集計（自殺日・住居地）＞

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳有職同居	38	12.3%	20.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	33	10.7%	25.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性60歳以上無職独居	22	7.1%	77.2	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:男性60歳以上有職同居	21	6.8%	19.9	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上無職同居	21	6.8%	10.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022年版」  
警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

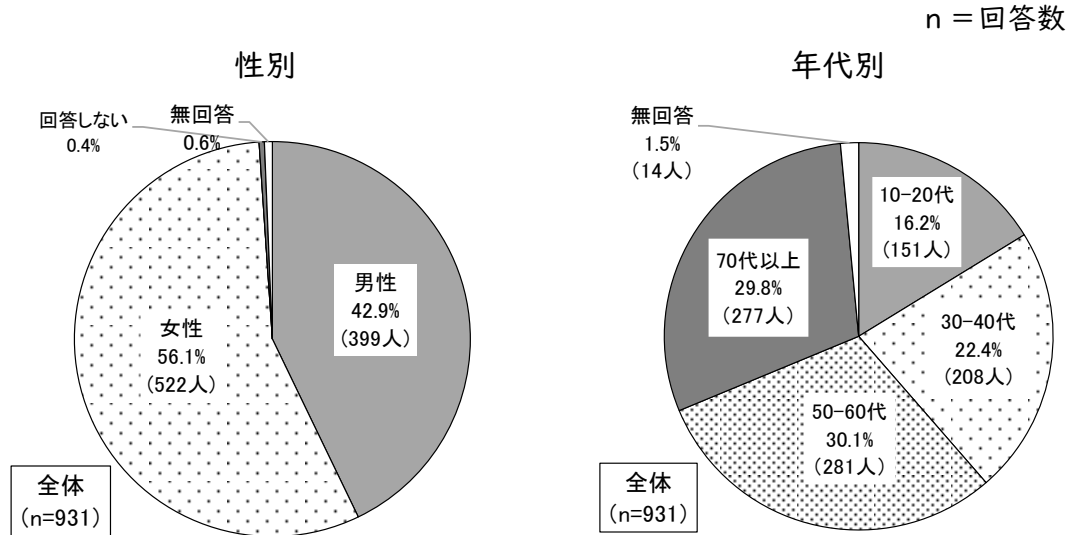
\* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

\*\* 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの（詳細は付表の参考表1参照）。自殺者の特性格別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

## 3-2 住民意識調査結果

### (1) 調査の概要

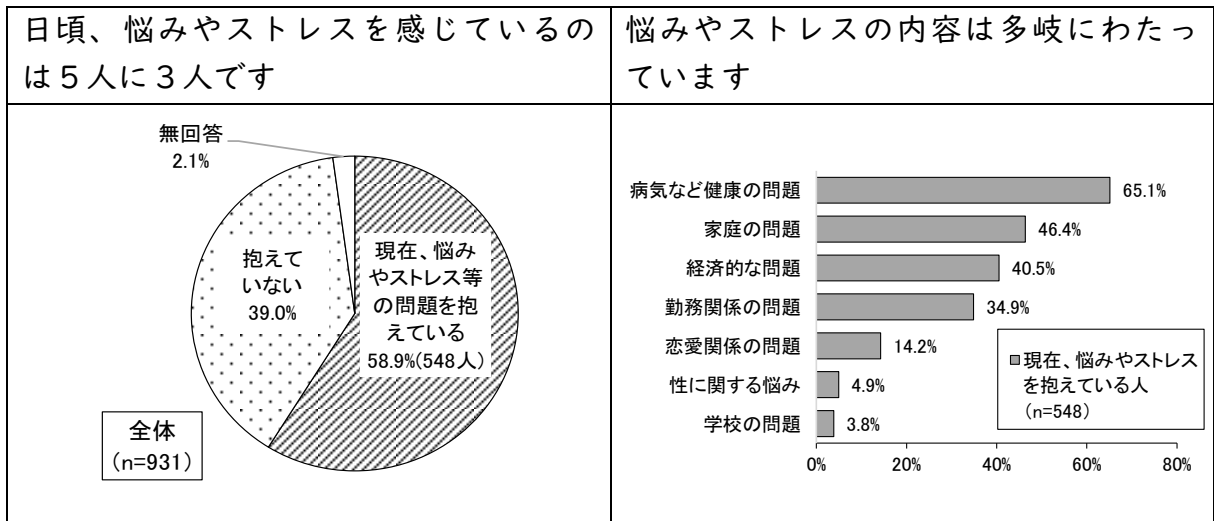
調査期間	令和4年4月13日～令和4年4月30日
調査対象	宮崎市内在住で15歳以上の人3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送により調査票を配布し、郵送またはインターネットで回収
回収状況	配布数：3,000件 回収数：931件（回収率：31.0%）



### (2) 主な調査結果

#### ① 現在、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じている人の状況

- ◇現在、悩みやストレス等の問題を抱えている人は約6割となっています。
- ◇悩みや苦勞、ストレス、不満の内容は、「病気など健康の問題」「家庭の問題」の割合が高くなっています。
- ◇性別・年代別、職業別にみると、全体とほぼ同じとなっていますが、それぞれのおかれた環境での順位の違いや特徴がみられます。



■ 「現在ある」の上位3項目（男性・年代別）

	男性				
	(n=221)	10・20代 (n=37)	30・40代 (n=52)	50・60代 (n=78)	70代以上 (n=54)
第1位	病気など健康問題	経済的な問題	病気など健康問題	病気など健康問題	病気など健康問題
	65.6%	45.9%	61.5%	75.6%	77.8%
第2位	家庭の問題	勤務関係の問題	勤務関係の問題	家庭の問題	家庭の問題
	39.8%	35.1%	59.6%	46.2%	33.3%
第3位	経済的な問題	病気など健康問題	家庭の問題	経済的な問題	経済的な問題
	39.4%	32.4%	55.8%	42.3%	31.5%

■ 「現在ある」の上位3項目（女性・年代別）

	女性				
	(n=322)	10・20代 (n=54)	30・40代 (n=103)	50・60代 (n=94)	70代以上 (n=71)
第1位	病気など健康問題	病気など健康問題	家庭の問題	病気など健康問題	病気など健康問題
	64.9%	46.3%	60.2%	75.7%	81.7%
第2位	家庭の問題	勤務関係の問題	病気など健康問題	家庭の問題	家庭の問題
	50.3%	46.3%	53.4%	64.9%	35.2%
第3位	経済的な問題	恋愛関係の問題	勤務関係の問題	経済的な問題	経済的な問題
	41.0%	35.2%	53.4%	44.7%	31.0%

■ 「現在ある」の上位3項目（職業別）

	勤め人 (n=198)	自営業 (n=32)	派遣、パート・アルバイト (n=85)	専業主婦・主夫 (n=50)	学生 (n=35)	自由業、その他 (n=23)	無職 (n=121)
	第1位	勤務関係の問題	病気など健康問題	家庭の問題	病気など健康問題	病気など健康問題	病気など健康問題
57.6%		65.6%	58.8%	78.0%	48.6%	60.9%	85.1%
第2位	病気など健康問題	経済的な問題	病気など健康問題	家庭の問題	経済的な問題	家庭の問題	家庭の問題
	56.1%	65.6%	56.5%	46.0%	28.6%	47.8%	45.5%
第3位	家庭の問題	家庭の問題	経済的な問題	経済的な問題	恋愛関係の問題	勤務関係の問題	経済的な問題
	49.0%	37.5%	54.1%	22.0%	28.6%	43.5%	40.5%

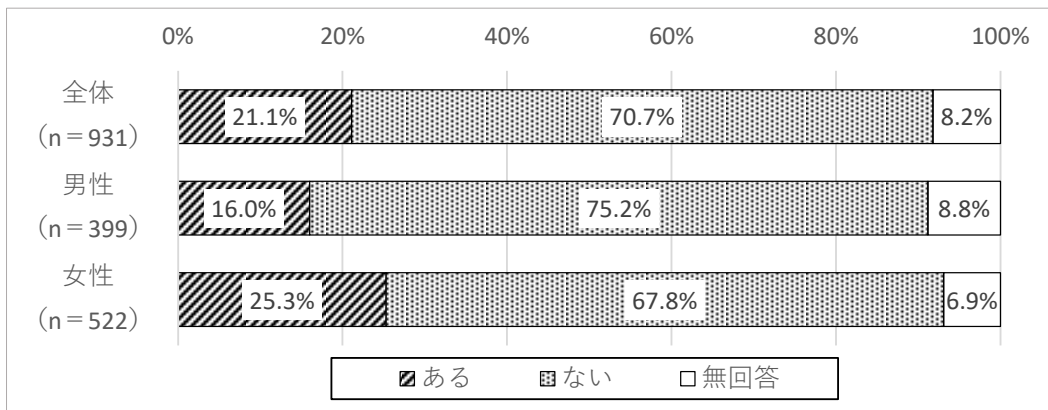
※  は全体1位、  は同2位、  は同3位（全体4位以下は色なし）



## ② 「本気で自殺を考えたことがある」人の状況

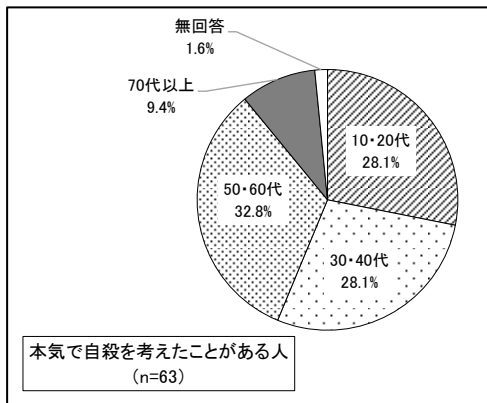
- ◇これまで「本気で自殺を考えたことがある人」は、約2割となっています。
- ◇性別では、「女性」(25.3%)が「男性」(16.0%)を約10ポイント上回っています。特に、30～40代の割合が高くなっています。
- ◇家計の余裕別では、「余裕がない」(29.5%)が「余裕がある」(13.5%)を16ポイント上回っています。
- ◇ストレス解消の方法については、「我慢して時間が経つのを待つ」と回答した人の割合が全体より高くなっています。

### ■本気で自殺を考えたことがある経験（性別）

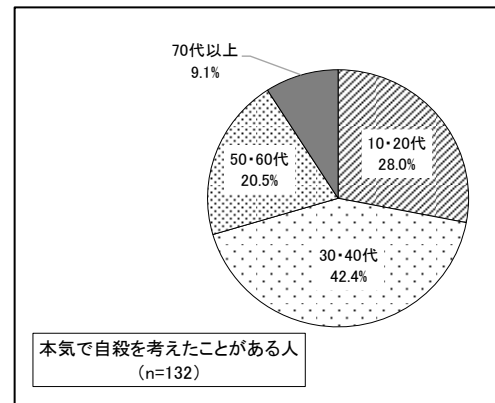


### ■本気で自殺を考えたことがある経験（性・年代別）

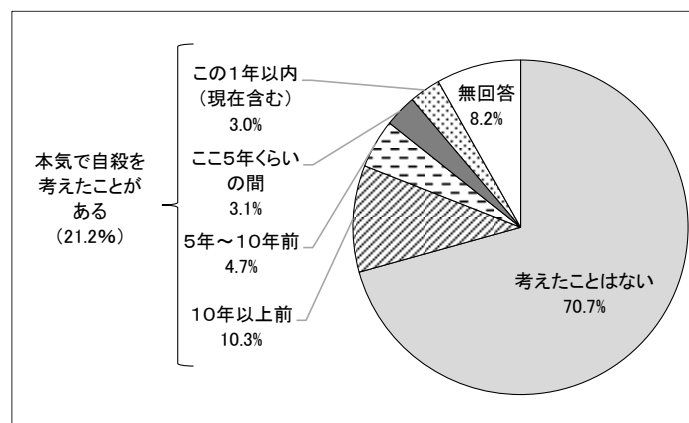
(男性の年代内訳)



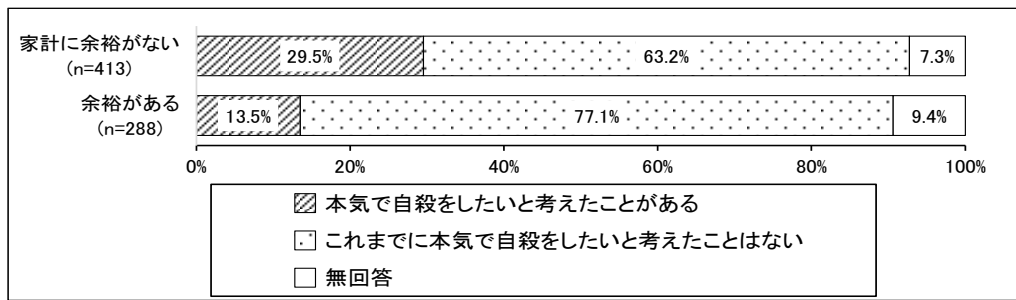
(女性の年代内訳)



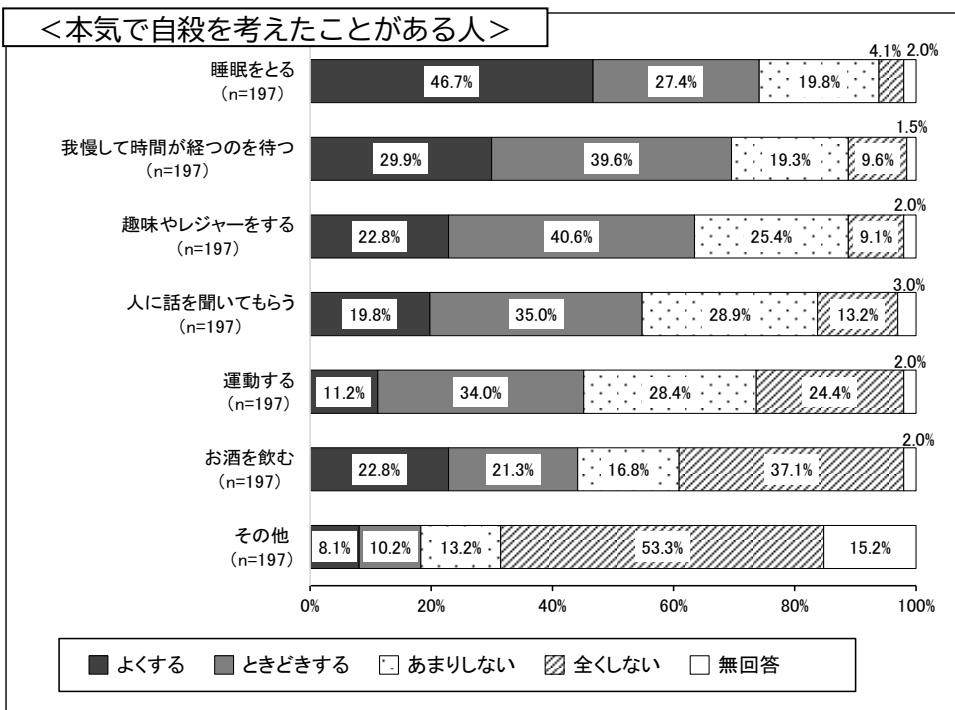
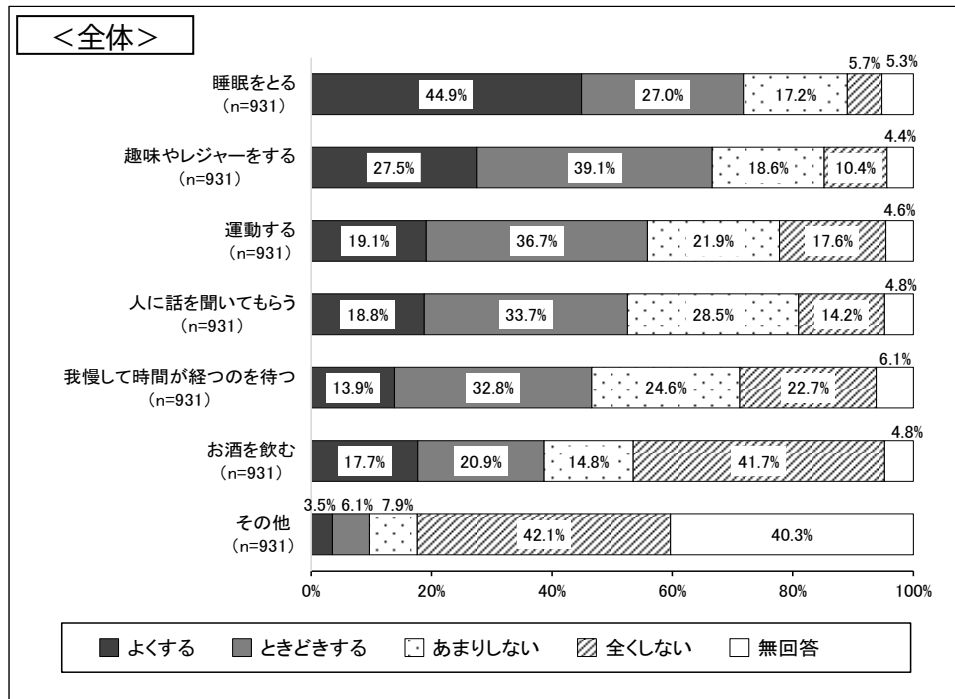
### ■本気で自殺を考えたことがある経験（考えた時期）



■本気で自殺を考えたことがある経験（家計の余裕別）



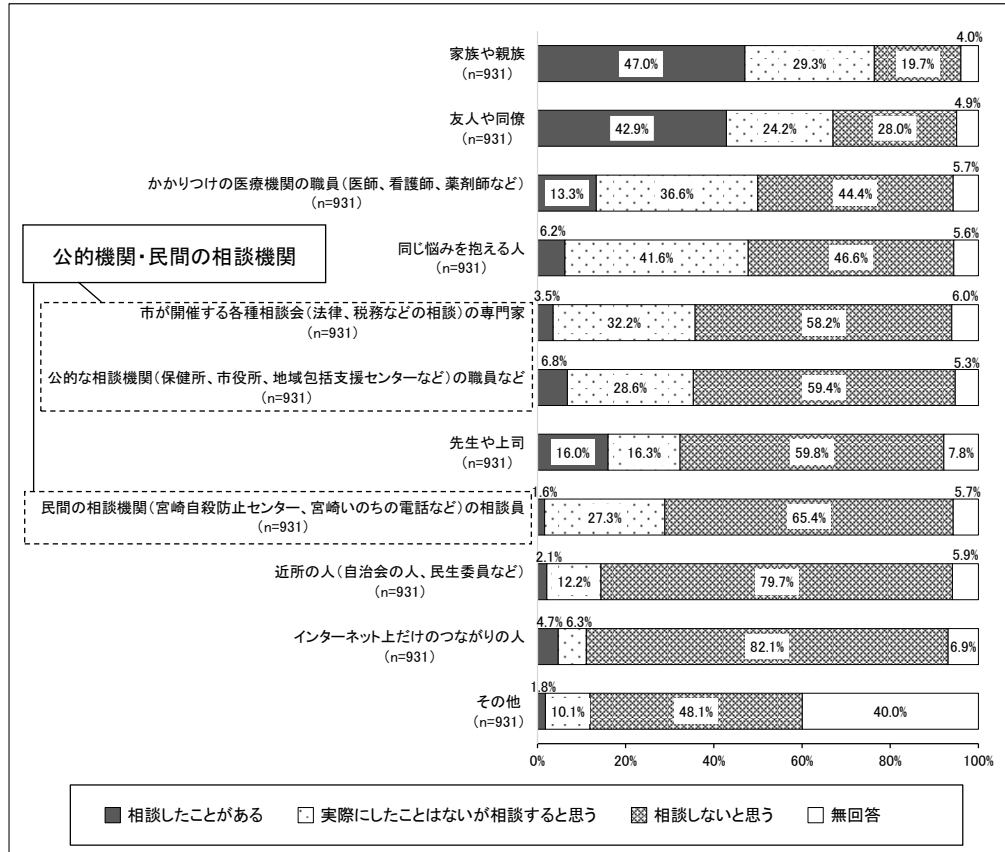
■ストレス解消の方法と頻度



#### ④ 相談について

- ◇相談相手として、最も大きな位置を占めているのは「家族や親族」「友人や同僚」となっています。
- ◇「公的な相談機関」「同じ悩みを抱える人」「市が開催する各種相談会」「民間の相談機関」に相談したことがある」の割合は1割未満と低くなっています。
- ◇全体的に相談相手の顔、声が「見える」相談への期待が大きくなっています。
- ◇一方で、若い世代ではインターネットや SNS を利用して解決や相談する割合が高くなっています。

#### ■相談相手と利用状況



#### ■相談方法の上位3項目 (利用あり又は利用意向ありの方のみ、年代別)

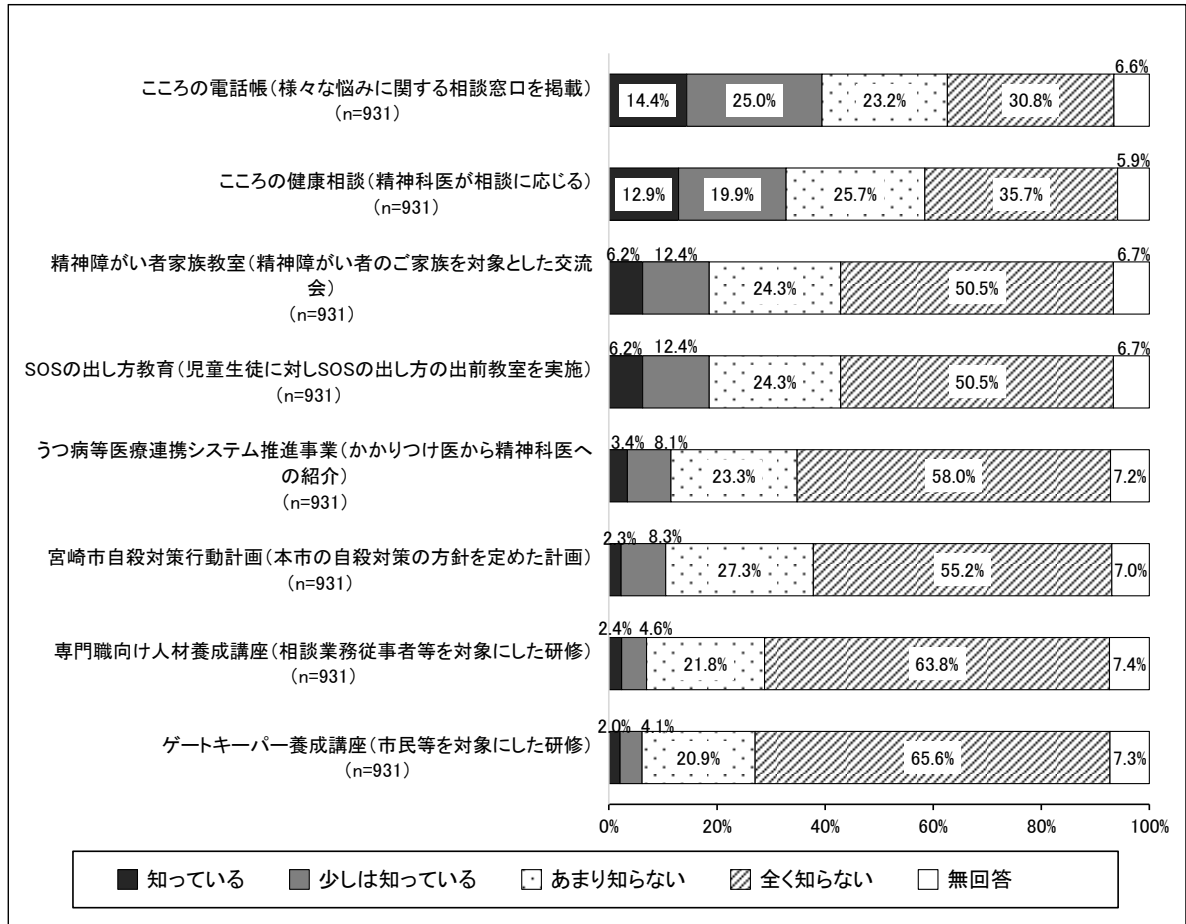
	(n=931)	10・20代 (n=151)	30・40代 (n=208)	50・60代 (n=281)	70代以上 (n=277)
第1位	直接会って相談する 48.6%	インターネットを利用して解決法を検索する 66.2%	インターネットを利用して解決法を検索する 68.3%	電話を利用して相談する 54.4%	直接会って相談する 46.2%
第2位	電話を利用して相談する 45.5%	LINEやFacebookなどのSNSで相談する 47.0%	直接会って相談する 49.5%	直接会って相談する 53.7%	電話を利用して相談する 41.9%
第3位	インターネットを利用して解決法を検索する 42.6%	直接会って相談する 45.7%	電話を利用して相談する 49.0%	インターネットを利用して解決法を検索する 42.3%	インターネットを利用して解決法を検索する 13.0%

※  は全体1位、  は同2位、  は同3位 (全体4位以下は色なし)

## ⑤ 宮崎市の自殺対策の認知度

◇市が取り組んでいる自殺対策の内容を知っている人が少ない状況があります。

◇その中で、認知度が比較的高い事業は「こころの電話帳」(39.4%)、「こころの健康相談」(32.8%)が挙げられています。



## 第4章 これまでの取組と評価

### 4-1 数値目標の達成状況

本市の自殺対策計画（以下、第2期計画）においては、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」、「住民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つの基本施策と、高齢者、生活困窮者、働く世代、児童・生徒に対する4つの重点施策を掲げ自殺対策に取り組んできました。また、第2期計画（改訂版）の策定に際して、全庁横断的に自殺対策に関する事業を洗い出し、自殺対策は一つの担当課だけでなく、全庁のあらゆる課が意識を持って取り組むべき課題であることの認識を深めました。

第2期計画策定時に設定している数値目標を基に、計画の達成状況を以下のとおり評価します。

※第2期計画の計画期間は令和5年度までとなりますが、現時点で当該計画への掲載が可能な令和4年の実績で評価しています。

#### 【計画全体の数値目標】

項目	平成27年 (基準年)	令和5年 (第2期計画終期)
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	16.4	11.5以下

#### 【実績値】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	15.0	12.0	17.1	12.3	19.9	15.7	16.3

※人口動態統計より宮崎市算出

計画全体の数値目標となる自殺死亡率は、平成29年（12.0）、令和元年（12.3）には目標値に近づいたものの、令和4年時点では「16.3」となり、目標値の「11.5以下」を大きく上回っています。

令和2年以降は全国的に新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられます。このような人々の生活を脅かす社会的出来事が与える影響は大きくなることから、本市においても社会情勢を踏まえた取組が必要となっています。

## 4-2 計画期間の取組状況

計画の取組状況については、毎年度各事業の推進状況を把握するために作成している「進捗確認シート」をもとに、施策ごとに評価しました。

### (1) 基本施策

#### ◆基本施策1 地域におけるネットワークの強化

医療関係者のスキル向上及び理解促進を目的とした研修や、自殺対策推進協議会を開催し、意見交換を行うことができました。また、各医療機関及び関係機関にて情報共有や連携を行い、自殺予防に関するネットワークの構築・維持を図ることができています。近年は感染症による影響で一部取組の実施を見送る状況もありましたが、オンライン等の手段も活用した取組を実施するなど、状況に合わせて対応できました。

#### ◆基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

教職員や産業保健スタッフ、地域や各関係機関の相談業務従事者に対し、ゲートキーパー養成講座や知識向上の研修を実施し、自殺対策における人材の育成やレベルアップを図ることができています。また、オンラインでの実施や講演等の機会を利用した啓発活動など、あらゆる場面を活用して実施できています。知識や技術の維持・向上に向け、研修等の内容について今後検討を続けていく必要があります。

#### ◆基本施策3 住民への啓発と周知

ホームページやSNS、新聞記事等の情報発信ツールのほか、研修や商業施設での相談会、関係機関における相談窓口の周知など、様々な機会を捉えた正しい知識の普及啓発に取り組むことができています。一方で、市の自殺対策に関する認知度が低い状況があるなど、まだ不十分といえる部分もあり、周知の場を広げるなどより強化に努める必要があります。

#### ◆基本施策4 生きることの促進要因への支援

高齢者の生きがい創出や地域住民同士の関わりを継続する活動を実施するとともに、金銭面や法律、仕事、育児等の様々な問題や孤立しやすい問題を抱えた対象者に対して、専門職による対面・電話・メール等の様々な手段を利用した相談対応に努めています。教育機関と専門職の連携など、関係機関同士での情報共有・連携を行い、自殺に関連する危機的問題を抱えた対象者への対応を実施しています。深刻な相談内容等が増えている様子が見られる一方、支援者側のマンパワー不足や、活動参加に困難さがあるといった課題もみられ、相談・支援体制や活動内容の更なる検討が必要です。

#### ◆基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

生徒には授業の中で心の健康や命の大切さ、SOSの出し方についての学習を行い、いじめに関するアンケートや教育相談を実施しました。また、児童・生徒に対し、SOSの出し方に関する自殺予防啓発パンフレットを配布するなど、児童生徒の自殺予防に関する取組を拡充しながら継続することができています。

## (2) 重点施策

#### ◆重点施策1 高齢者に対する取組の充実

老人クラブや高齢者サロン、社会奉仕活動や会食会などの「生きがい」を醸成する活動を実施するとともに、高齢者の外出支援を併せて実施することができました。各地域包括支援センターでは総合相談・支援事業を実施し、相談件数は増加しています。また、認知症サポーターの養成や家族介護者の教室・交流の場を持つなど、高齢者を支える家族等の支援も継続して実施できています。

#### ◆重点施策2 生活困窮者に対する取組の充実

多重債務や経済問題、消費生活トラブルに関する様々な問題に対し、専門職による相談対応を実施しています。また、複合的な問題を抱える生活困窮者や生活保護受給者の相談を受け、就労や日常生活に関する支援等、自立に向けての支援を継続できています。

#### ◆重点施策3 働く世代に対する取組の充実

中小企業が抱える金融対策や法律問題に対し、専門職による相談対応を実施するとともに、事業者向けにメンタルヘルスに関する研修を実施できています。

#### ◆重点施策4 児童・生徒に対する取組の充実

教職員には児童生徒の心の健康づくりや自殺防止に関する研修を実施しました。また、保護者に対しても自殺予防啓発パンフレットを配布するなど、児童生徒の自殺予防に関する取組を拡充しながら継続することができています。危機問題を抱えた児童生徒に対しては、専門相談員や医療機関等と家庭・教育現場とが連携しながら対応できています。

## 4-3 本市の自殺対策における課題

「第3章 宮崎市における自殺の特徴」と「4-2 計画期間の取組状況」から、本市の自殺対策における課題をまとめました。

### (1) 本市の自殺対策における基本的な課題

第2期計画期間中の取組状況をみると、新型コロナウイルス感染症による影響により実施できなかった普及啓発等の取組が多くありました。

今後は、このような社会情勢の変化に対して柔軟に対応できる体制づくりに努めるとともに、心の健康づくり等について理解を進めるため、市民への啓発と相談窓口等の周知など強化していくことが必要となっています。

また、自殺リスクを抱える可能性のある問題は多種多様であり、様々な相談窓口における支援の充実やネットワークの強化が重要です。そのためにも自殺対策を支える関係機関職員や市民を対象とした人材の育成を継続する必要があります。

### (2) 本市の自殺の特徴からみた課題

#### ① 高齢者への支援

本市の令和3年の年代別自殺者数では、80歳以上の男性の自殺者割合は全国値を上回っており（P6）、過去5年間の自殺者を職業別で見ると、年金・雇用保険等生活者の割合が高くなっています（P7）。少子高齢化や核家族化に伴い、地域や家族との関わりが希薄となる中で、孤独感や生きがいの喪失、健康や経済的な問題の深刻化など高齢者が抱える課題が複雑化しており、本市の高齢者に関する相談件数は増加している状況があります。

高齢者の心の健康を保つために、加齢に伴う身体的な不調がうつ病等の精神疾患を引き起こす可能性があるということをより周知し理解を広める必要があります。また、近親者の喪失や家族介護者等の負担感等も要因の一つと考えられ、高齢者やその家族が地域において孤立せず、生きがいや役割を持って生活できるよう、高齢者の社会参加や交流など居場所づくり等をさらに推進・継続するとともに、適切な支援につなぐ仕組みづくりや相談サービス、普及啓発活動の充実・強化など、関係機関や団体と連携した、多面的かつ継続的なアプローチが必要となっています。



## ② 生活困窮者への支援

本市の平成30年から令和4年の無職者の自殺者数の割合は53.4%と最も高くなっています(P7)。また、原因動機別で見ると、「経済・生活問題」を理由とするものが3番目に多くなっています(P8)。

生活困窮者は、経済的な理由だけでなく、社会的に孤立している場合も多く、支援につながりにくくなっています。また、住民意識調査では、悩みやストレスを感じた時の考えとして、周囲に知られたくないという気持ちや、支援を受けることに対する抵抗感から、自ら積極的に相談や援助を求めることが少ないことが伺えます。さらに、支援機関や相談窓口も分散しており、生活困窮者が必要な情報やサービスにアクセスしにくい状況も考えられます。そのため、関係機関同士が緊密に連携し、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じた支援を展開することが重要です。

## ③ 働く世代への支援

本市の性・年代別にみた自殺者割合は、40～60歳代男性の各年代で10%を超え高くなっています。また、30～40歳代の女性の割合は、全国より高くなっています(P6)。

職業別自殺者数の割合では、「有職者」の割合は40.1%となり、全国・宮崎県の割合より高くなっています(P7)。また、住民意識調査結果を職業別にみると、「勤め人」の悩みやストレスは勤務問題が最も多くなっています。(P12)

健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、職場でのメンタルヘルス対策への取組といった「勤務・経営問題への対策」が必要です。また、ワーク・ライフ・バランスの推進やハラスメント対策など、労働者が働きやすい職場環境づくりや、働き盛り世代の心の健康づくりについて、事業所や各職域団体等と連携した取組が必要です。

## ④ 子ども・若者への支援

我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和4年の小中高生の自殺者数が514人と過去最高となりました。本市においても、児童生徒を中心とした若者への自殺予防対策が広がりつつある中、20歳未満の自殺者割合が全国値より高い状況となっています(P6)。

子ども・若者が心の健康を保ち健やかに成長し続けるためには、学校や家庭、地域などの多様な関係者が連携して、社会において直面する様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育や、メンタルヘルスの基礎づくりに取り組むことが求められます。また、メンタルヘルスの大切さや相談機関の周知等を強化していく上で、子ども・若者が利用しやすいSNS等を活用した相談体制の整備や普及啓発についても進めていく必要があります。

## ⑤ 女性への支援

本市の自殺者数は女性より男性が多い一方、国をあげた自殺対策が進むにつれて、近年の男性の自殺者数は減少傾向にあります。一方で、女性は増減を繰り返しながらも概ね横ばいで推移しており、男女の差が縮まってきている状況があります（P6）。

また、本市の平成30年～令和4年の自殺未遂者は、全国・宮崎県と比較して「未遂歴あり」の割合が高く、中でも女性では40.4%となり、男性の16.1%より「未遂歴あり」の割合が高くなっています（P9）。

加えて、住民意識調査では、男性よりも女性の方が「本気で自殺を考えたことがある」と回答した人の割合が多い状況があります（P13）。

このため、自殺未遂者に対しては継続的な支援とフォローアップにより再企図を防ぐことが重要です。また、妊産婦等、女性特有の視点も踏まえ、各関係機関と連携しながら、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添った自殺対策を講じていく必要があります。

## 第5章 いのち支える自殺対策における取組

### 5-1 自殺対策の基本理念（体系図）

#### （1）基本理念

自殺は突発的な行為ではなく、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神疾患等の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立・孤独などの様々な社会的要因があると言われています。自殺を他人事ではなく、自分や自分の家族、友人など身近な人にも関係あることとして捉え、誰もがどこかで繋がり、必要なサポートに辿り着くことで、自殺に追い込まれることがないような社会の実現を目指し、本市の取組を推進していきます。

市民一人ひとりが“かけがえのない命”を大切にし  
お互いを理解、尊重し支えあうまち「宮崎市」

#### （2）施策の体系

第3期計画では、第2期計画の評価結果や、住民意識調査結果を踏まえるとともに、厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センターが定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされる「基本施策」及び地域の特性に応じた対策とされる「重点施策」をもとに、本市における自殺対策の取組を整理しました。また、新たに示された新規項目についても、これまでの基本施策、重点施策それぞれに追加しました。加えて、庁内の多様な既存事業を「『生きる支援』関連施策」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策が推進される取組を整理しました。

#### 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 自殺未遂者等への支援の充実（新規）
- (5) 自死遺族等への支援の充実（新規）

#### 重点施策

- (1) 高齢者に対する取組の充実
- (2) 生活困窮者に対する取組の充実
- (3) 働く世代に対する取組の充実
- (4) 子ども・若者に対する取組の充実
- (5) 女性に対する取組の充実（新規）

「生きる支援」関連施策（一覧）

## 5-2 評価指標

数値目標の達成状況を評価するため、評価指標を設定します。また、施策ごとに活動指標を設定し、施策の取組状況を測る参考とします。

なお、自殺対策に関連する指標の設定が困難なものも多いことから、活動指標については設定可能なもののみ設定することとします。(活動指標は各施策ごとに掲載 P25～P35)

	評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)	考え方
①	悩みやストレスを感じた時に、「助けを求めたり、誰かに相談したい」と思う市民の割合 (宮崎市こころの健康に関する住民意識調査)	46.2%	55%	(参考) 厚生労働省令和3年度自殺対策に関する意識調査：相談や助けを求めることへのためらいについて「思わない」「どちらかというところは思わない」と回答した人の割合51.7%
②	市が実施しているゲートキーパー養成講座(市民等を対象にした研修)を知っている市民の割合 (宮崎市こころの健康に関する住民意識調査)	6.1%	15%	国の目標(ゲートキーパーの認知度3人に1人)に合わせた指標であり、全国平均以上を目指す。 (参考 R3 全国平均：12.3%)
③	1年以内に本気で自殺を考えたことがある市民の割合 (宮崎市こころの健康に関する住民意識調査)	3.0%	3.0%以下	(参考) 厚生労働省令和3年度自殺対策に関する意識調査：これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがあるかについて「1年以内に思ったことがある」と回答した人の割合9.5%
④	自損行為による出動対応人数及び救急搬送の人数(消防局統計)	出動：235人 搬送：165人	出動：200人 搬送：140人	自殺未遂者等の支援により、自損救急患者をコロナ禍前の水準まで減少させる。

## 5-3 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。地域で構築されているネットワーク等と自殺対策の連携を図るとともに、医療、福祉、教育、労働など様々な領域において、自殺対策のネットワークの強化に取り組みます。

#### ◆具体的な取組

※団体名は一部略称（正式名称は P42 参照）

カテゴリー	内容	所管・関係機関
自殺対策の連携体制・基盤づくり	保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、NPO等の民間団体、行政機関、庁内関係部署からなる「宮崎市自殺対策推進協議会」のもとに共通認識を持ち、連携、協力して総合的な自殺対策を推進する	健康支援課 関係機関及び団体(P42)
地域における見守り・居場所づくり	困った時に「助けて」と言える仕組みづくりのため、相談者の居場所を提供する	ハートム
	地域住民との触れ合いや声かけ等を通じて信頼関係を構築し、地域住民の状況把握を行う	宮崎市民生委員児童委員協議会
相談体制の充実と連携強化	自殺防止のために、健康問題、家庭問題、経済・生活問題、人間関係、地域・職場の問題などに関する電話相談・SNS相談・面接等を実施するとともに、相談内容に応じて各相談機関との連携を図る	健康支援課 学校教育課 地域保健課 宮崎自殺防止センター 宮崎いのちの電話 宮崎県弁護士会 宮崎県公認心理師・臨床心理士会等
	各種相談事業へ会員を派遣する	宮崎県司法書士会宮崎支部 宮崎県弁護士会 宮崎県公認心理師・臨床心理士会
関係機関の連携体制整備	関係機関と連携し、地域における心の健康づくり推進体制の整備を図る	地域保健課 健康支援課
	関係機関と連携し、うつ病等の精神疾患が疑われる患者を、地域のかかりつけ医から精神科医につなげるための医療連携体制の整備を推進する	健康支援課 宮崎市郡医師会 宮崎県精神科病院協会 宮崎県精神科診療所協会
	制度の狭間にいる人や、複合的課題を抱える人を支援するために、包括的な支援体制(多機関協働)の整備を図る	福祉総務課

#### ◆活動指標

事業名	活動指標	現状値 (R4年度)	所管・関係機関
宮崎市自殺対策推進協議会	開催回数	2回	健康支援課
うつ病等医療連携システム推進事業	うつ病等医療連携システム検討会開催回数	1回	健康支援課
夜間電話相談	相談日数	208日	宮崎自殺防止センター

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のサインに気付き、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成するなど、専門家や関係者のみならず、幅広く自殺対策を支える人材の育成を図ります。

### ◆具体的な取組

カテゴリー	内容	所管・関係機関
地域住民・団体の知識向上	地域における身近な相談員である民生委員・児童委員を対象に、情報提供や研修を実施し、自殺予防の知識向上を図る	宮崎市民生委員児童委員協議会 ヘルプラインいのち
	地域団体で活動している人を対象に心の健康づくりや自殺予防に関する施策についての研修を実施し、連携調整を担う人材の充実を図る	ハートム
様々な分野でのゲートキーパー養成	市民向け・相談業務従事者向け講座を実施し、自殺対策の人材を養成する	健康支援課
	傾聴講座を実施する	宮崎自殺防止センター ヘルプラインいのち 宮崎市社会福祉協議会
	調剤・医療品販売等を通じて、悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげるため、また、適切な薬物療法の普及を図るため、薬剤師に対して研修を実施する	宮崎市郡薬剤師会
各種専門相談員の資質向上	保健センターや福祉事務所の保健師、看護師、ケースワーカー等を対象とした研修を実施し、地域保健スタッフの資質の向上を図る	健康支援課
	産業医、衛生管理者、産業保健師等に対する研修を実施し産業保健スタッフの資質の向上を図る	産業保健総合支援センター
	司法書士の観点から、自殺問題に関する相談員研修を実施し、社会的要因に関連する相談員の資質の向上を図る	宮崎県司法書士会宮崎支部
	医療関係者向けに、自殺対策を含む様々な内容の学術講演会や研修会を開催する	宮崎県精神科診療所協会 宮崎市郡医師会
	電話相談員養成研修や定期的な研修を実施し、相談員の拡充や資質向上を図る	宮崎いのちの電話 宮崎自殺防止センター
各分野における人材養成の支援	各種研修会・講座へ会員を派遣する	宮崎県公認心理師・臨床心理士会 ヘルプラインいのち 宮崎自殺防止センター

### ◆活動指標

事業名	活動指標	現状値 (R4年度)	所管・関係機関
自殺対策研修会	開催回数	2回、189人	健康支援課
ゲートキーパー養成	開催回数	市民向け:2回 相談業務従事者向け:3回	健康支援課
学術講演会	開催回数	年2回	宮崎県精神科診療所協会

### (3) 市民への啓発と周知

市民が自殺対策について理解を深め、一人で悩まずに相談する意識の醸成を図るため、自殺予防の啓発や相談先情報の周知に取り組みます。

#### ◆具体的な取組

カテゴリー	内容	所管・関係機関
SNS や各種メディアを活用した情報発信	自殺の状況や関連事象、自殺防止に関する取組や相談窓口等の記事を掲載することで、広く読者に情報提供を行う	宮崎日日新聞社
研修・講座による自殺予防に関する知識の普及	統合失調症、うつ病等を抱える家族に対して、教室を開催し、正しい知識や対応方法の普及啓発を実施する	健康支援課
	うつ病、自殺や自殺関連事象等に関する講座を開催する	健康支援課 宮崎県精神科診療所協会
	各種研修会・講座へ会員を派遣する	宮崎県公認心理師・臨床心理士会
自殺予防週間、自殺対策強化月間、イベントにおける啓発の実施	会報誌やホームページ、SNS により情報発信を行う	宮崎自殺防止センター 宮崎県精神保健福祉士協会 宮崎県公認心理師・臨床心理士会 宮崎県弁護士会
	ワンストップ相談会へ参画し、相談業務を行う	
	窓口や市所管施設、関係機関等へのポスターやリーフレット等の自殺防止啓発媒体の配布・設置や、普及啓発コーナーの設置を行う	健康支援課
各種相談窓口の周知	こころの健康に関する相談機関の連絡先や医療機関一覧を掲載したリーフレットを作成し、市民へ直接配布したり、相談機関を通じて配布する	健康支援課
	ホームページや「こころの電話帳（宮崎市版）」、広報誌、SNS 等を通じて、自殺予防活動を実施している民間団体の活動や相談窓口の周知を行う	健康支援課 宮崎自殺防止センター
	民生委員児童委員をはじめとする地域関係者に対してパンフレット配布等、相談窓口の周知を図る	健康支援課 地域保健課

#### ◆活動指標

事業名	活動指標	現状値 (R4 年度)	所管・関係機関
普及啓発	関係機関への啓発資料、グッズの送付や講座におけるチラシ配布数	850 部	健康支援課
精神障がい者家族教室	開催回数	6 回	健康支援課
うつ病等医療連携システム推進事業	研修会開催回数	1 回	健康支援課
市民公開講座	開催回数	年 1 回	宮崎県精神科診療所協会



#### (4) 自殺未遂者等への支援の充実

救急医療機関に搬送された自殺未遂者への複合的ケースマネジメントや医療機関と市等の連携による自殺未遂者支援の取組検証などを踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。また、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実します。

##### ◆具体的な取組

カテゴリー	内容	所管・関係機関
医療機関における連携体制整備	精神科救急医療について、関係する医療機関が協力し、常時対応可能な体制を整備するとともに、自殺企図者を次の支援につなぐ取組を推進する	県精神科病院協会 県精神科診療所協会
地域と医療の連携推進	自殺未遂に関連する通報を受けた場合、必要時医療機関へ繋ぐとともに、相談先を紹介する	消防局指令課
	自殺企図者の行方不明届出を受理し、行方不明者を発見し保護した場合、必要時医療機関へ繋ぐとともに、届出人家族に対して相談機関の情報を提供する	宮崎北警察署 宮崎南警察署 高岡警察署
	自殺未遂をした児童生徒がいる場合、教職員やスクールカウンセラー等が関係機関との連携を図りながら、必要時医療機関受診に繋ぐとともに、本人への声かけや見守りを実施する	学校教育課 宮崎県公認心理師・臨床心理士会
	自殺を図って救急告示病院に救急搬送された者及びその家族に対して、同意を得た上で、面接や相談窓口の紹介等の支援を実施する	健康支援課 地域保健課
自殺未遂に関する研修の実施	自殺未遂者支援関係研修会を実施する	健康支援課

##### ◆活動指標

事業名	活動指標	現状値 (R4年度)	所管・関係機関
自殺未遂者支援	救急告示施設や警察署から把握した自殺未遂者への支援実施件数	38人	健康支援課
自殺未遂者支援研修会	開催回数	1回	健康支援課
県立宮崎病院精神医療センター当直派遣	派遣回数	年12回	宮崎県精神科診療所協会
宮崎県精神科救急救急医療システム事業	精神科救急医療施設による輪番方式にて緊急な医療を必要とする精神障がい者等に対し適切な医療を実施	宮崎市地区は4病院が輪番制に参画	宮崎県精神科病院協会



## (5) 自死遺族等への支援の充実

自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実します。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援します。

### ◆具体的な取組

カテゴリー	内容	所管・関係機関
孤立しがちな自死遺族に対する情報の発信	誌面やホームページ、SNS等による情報発信を行う	宮崎自殺防止センター
遺族の自助グループ等の運営支援	自死遺族の分かち合い「ランタンのつどい」を定例開催する	宮崎自殺防止センター
イベントや広報を通じた普及啓発及び相談	「いのち灯すコンサート」（講演会、コンサート、自死遺族相談会）を開催する	宮崎自殺防止センター
	自死遺族への相談支援を含む精神保健相談対応を行うとともに、自死遺族の分かち合い「ランタンのつどい」を紹介する	地域保健課 健康支援課 宮崎県公認心理師・臨床心理士会
自死遺族及び関係者の支援	学校・職場等でのポストベンション（遺族支援）活動を実施する	宮崎県公認心理師・臨床心理士会
	自死遺族を支援する関係者の後方支援を行う	ヘルプラインいのち 宮崎自殺防止センター 宮崎県公認心理師・臨床心理士会
	弁護士会において常設の法律相談を行う（過労死、労災等への対応）	宮崎県弁護士会

### ◆活動指標

事業名	活動指標	現状値 (R4年度)	所管・関係機関
ランタンのつどい	開催回数、参加人数	宮崎と延岡合わせて 15回、28名	宮崎自殺防止センター
いのち灯すコンサート	参加人数	85名	宮崎自殺防止センター

## 5-4 重点施策

### (1) 高齢者に対する取組の充実

高齢者が孤立せず、生きがいをもって、住みなれた地域で生活できるような高齢者支援の充実を引き続き推進します。相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、居場所づくりや社会参加などの地域づくりを推進します。

#### ◆具体的な取組

カテゴリー	内容	所管・関係機関
地域における相談体制の充実と情報等発信	地域包括支援センター等の相談窓口において、高齢者に対する総合相談を行うとともに、必要な情報の発信を行う	地域包括ケア推進課
	高齢者に対する常設の法律相談及び電話相談を行う	宮崎県弁護士会
身体機能の維持と生活習慣病等の重症化予防	健康に関する情報発信や保健指導、関係機関の連携により、フレイル予防や生活習慣病等の重症化予防や適切な医療情報の提供を行う	地域包括ケア推進課 国保年金課 地域保健課 健康支援課
地域における心の健康づくり推進体制の整備	家に閉じこもりがちな高齢者に対して、外出する機会や気軽に地域の人々と交流する機会を提供するとともに、高齢者の自主性・自発性に基づく多様な活動の支援を行う	地域包括ケア推進課 宮崎市社会福祉協議会
介護者への支援の充実	高齢者を介護している家族の負担軽減を目的とした支援を行う	地域包括ケア推進課

#### ◆活動指標

事業名	活動指標	現状値 (R4年度)	所管・関係機関
地域包括支援センター等での相談対応	地域包括支援センターにおける相談実人数	10,498人	地域包括ケア推進課

## (2) 生活困窮者に対する取組の充実

生活困窮者は、多様な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて地域からも孤立しがちであり、自殺のリスクが高いことが考えられるため、生きることの包括的支援を効果的に行います。

### ◆具体的な取組

カテゴリー	内容	所管・関係機関
生活困窮者に対する自立支援	複合的な課題を有する生活困窮者の自立を包括的・継続的に支援するため相談支援体制の充実を図り、相談対応を行う	社会福祉第一課 宮崎市社会福祉協議会
生活保護相談	生活保護受給者への保護費支給や日常的支援を行い、相談・応答による精神的支援を継続する	社会福祉第一課 社会福祉第二課
	弁護士会において常設の法律相談を行う（生活保護相談の同行支援等）	宮崎県弁護士会
多重債務の相談窓口の整備	常設および当番制による多重債務相談窓口を設置し、経済問題の相談に対応する	宮崎県弁護士会
	弁護士による無料法律相談を設置し、多重債務相談を含む消費生活トラブルに関する相談に対応する	産業政策課 宮崎市社会福祉協議会 宮崎県弁護士会
失業者への支援	雇用保険制度において失業保険の給付手続きと就労に関する相談支援を行う	宮崎公共職業安定所
	求職者支援制度において、生活支援の給付金の支給や職業訓練を行いながら、一貫した求職活動をサポートする	
	弁護士会において常設の法律相談を行う（解雇事案等への対応）	宮崎県弁護士会

### ◆活動指標

事業名	活動指標	現状値 (R4年度)	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	相談件数	1,077件	社会福祉第一課
	支援申込件数	91件	
	自立件数	29件	
生活保護相談	生活保護受給世帯数	6,664世帯	社会福祉第一課 社会福祉第二課
	生活保護受給者数	8,147人 <R5.4.1現在>	

### (3) 働く世代に対する取組の充実

働く世代は、心理的にも社会的にも、また経済的にも負担を抱えることが多く、こころの健康を損ないやすい状況にあります。精神・経済・社会的な視点での包括的な取組を推進します。

#### ◆具体的な取組

カテゴリー	内容	所管・関係機関
働く世代のメンタルヘルス対策の推進	「労働者の心の健康保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)の普及	産業保健総合支援センター
	産業カウンセラーによる仕事や人間関係、家庭等の悩み等に関する相談対応を行う	企業立地推進課
	弁護士会において常設の法律相談を行う(ハラスメントをはじめとした労働問題への対応)	宮崎県弁護士会
ワーク・ライフ・バランスの周知、体制整備	学校現場における教職員の負担軽減策実施など、働きやすい環境づくりを行う	学校教育課
	「宮崎市ワークライフバランス企業同盟」の運営を補助し、民間事業者の取組を支援する	文化・市民活動課
経営者に対する経営安定支援	中小企業者を対象として、金融政策や経営、法律相談等について、弁護士・金融機関・商工会議所経営指導員による相談事業を実施する	産業政策課
心身の健康問題を抱えた方への支援	障がい者の専門相談窓口を設置し、うつ病による精神障がい者に対する職業相談、職業紹介を実施する	宮崎公共職業安定所
	障がいのある方や難病の方への就労支援を実施する	障がい福祉課

#### ◆活動指標

事業名	活動指標	現状値(R4年度)	所管・関係機関
青少年プラザ指定管理料	相談業務(こころナビゲーション)で産業カウンセラーに相談した人数	1人	企業立地推進課
経営者に対する経営安定支援	相談対応件数	46件	産業政策課

#### (4) 子ども・若者に対する取組の充実

子ども・若者への自殺対策は、置かれている状況や自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施します。

##### ◆具体的な取組

カテゴリー	内 容	所管・関係機関
教職員及び保護者に対する研修・普及啓発等の実施	教職員や養護教諭等に対し、思春期の心の健康づくりや、児童・生徒の SOS に気づき、対応できる力を備えるための研修やパンフレットの配布を行う	健康支援課 学校教育課 教育情報研修センター ヘルプラインいのち メンタルサポートスローステップ
	保護者に対し子どもの SOS に気づき、対応できる力を備えるためのパンフレットを配付するとともに、PTA や家庭教育学級に向けた周知・啓発を行う	健康支援課 学校教育課 ヘルプラインいのち
子ども・若者の自殺予防に資する教育・普及啓発等の実施	児童生徒に対し、SOS の出し方に関するパンフレット配布及び教育を実施する	健康支援課 学校教育課 ヘルプラインいのち メンタルサポートスローステップ
	児童生徒に対し、道徳や保健分野の授業等で、心身機能の発達と心の健康、命の大切さや性に関する正しい情報の周知、人間関係づくりを基盤とした思春期における健康教育の充実を図る	学校教育課 保健給食課
	児童生徒に対し、「いじめ予防授業」を実施する	宮崎県弁護士会
	小・中学校・高校の児童生徒に対してセルフエスティーム（自己肯定感、自尊感情）や薬物乱用の危険性を伝える「薬物乱用防止教室」を実施する	宮崎市郡薬剤師会
	大学生等の若者に対し、セルフケアやゲートキーパーに関する自殺予防研修を行う	健康支援課
学校における心の健康づくり・相談体制の整備	校内対策委員会や日々の教職員間での情報交換を通じて、教職員が児童・生徒の発する危険信号や変化にいち早く気づき、組織的に適切な対応を行い、早期に状況を改善する	学校教育課
	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにより精神的危機にある児童・生徒と保護者の相談活動や教職員への助言を行うとともに、不登校、問題行動等の未然防止や早期発見、状況の改善を行う	学校教育課 宮崎県公認心理師・臨床心理士会
	「いじめ根絶週間」を設定し、各学校における課題解決へ向けた活動を推進する	学校教育課
学校、職場での事後対応の促進	自殺未遂をした児童生徒がいる場合、教職員がスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、本人への声かけや見守りを実施する	学校教育課 宮崎県公認心理師・臨床心理士会
診療体制の整備推進	各医療機関において、摂食障害や不登校等、思春期における心の問題について、医療面から心の健全な発達を支援する	宮崎県精神科病院協会 宮崎県精神科診療所協会

◆活動指標

事業名	活動指標	現状値 (R4年度)	所管・関係機関
教職員向け自殺予防 研修	開催回数	23回	健康支援課
児童・生徒向けSOSの 出し方教育	開催校数	20校	健康支援課
大学生向け自殺予防 研修	開催回数	1回	健康支援課
小中学校スクールカ ウンセリング等事業	SC、SSWによる来所、電 話、訪問による相談件数	6,837件	学校教育課

SC…スクールカウンセラー、SSW…スクールソーシャルワーカー



## (5) 女性に対する取組の充実

令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱において、「女性に対する支援の強化」が自殺対策の重点施策に追加されました。

女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえた取組を推進します。

### ◆具体的な取組

カテゴリー	内容	所管・関係機関
妊娠や女性特有の性・健康に関する支援	思いがけない妊娠や避妊、婦人科疾患や更年期障害等を含む女性特有の性や健康に関する悩み等について、相談体制を整備し、解決に向けた適切な行動の支援を行う	親子保健課
妊娠期から育児期までの切れ目ない支援	産婦健康診査や訪問相談等により産後うつを早期発見し、必要時に産後ケア事業において助産師等の専門職が心身のケアや育児支援を行う	子ども家庭支援課 地域保健課 宮崎県公認心理師・臨床心理士会
	保健センター等の保健師、助産師、看護師等による母子の相談支援及び保健指導を実施する	地域保健課 子ども家庭支援課
困難な問題を抱える女性への支援	女性相談室等の専用相談窓口において、女性の生活上の問題、子どもや家庭のトラブル、DVや離婚問題等、女性からの様々な相談に対応する	子育て支援課
	男女共同参画センターにおいて、DVや離婚、介護、育児等の様々な悩みに対する電話・面接・メール相談、弁護士による専門相談を実施する	文化・市民活動課
	弁護士会において常設の法律相談会を行う（DV、離婚、養育費等への対応）	宮崎県弁護士会
女性が働きやすい職場環境の整備	女性が安心して社会活動等ができる環境を整備するため、女性特有の健康課題への理解を促す啓発等に取り組む	健康支援課
	女性が働きやすい就労環境の整備を推進するため、市内企業に向けてセミナーの実施や、女性の活躍、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した取組の導入促進を図る	企業立地推進課

### ◆活動指標

事業名	活動指標	現状値 (R4年度)	所管・関係機関
性と妊娠SOS相談事業	相談延べ件数	105件	親子保健課
企業における女性の活躍推進事業	専門家の派遣を受ける企業数	(R5新規事業)	企業立地推進課
女性相談事業	相談延べ件数	1,204件	子育て支援課

## 5-5 「生きる支援」関連施策（※庁内事業の棚卸）

本市では、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、DV被害、性的マイノリティ、孤独・孤立など、関連の分野においても、市民の大切ないのちを支えるために支援してまいります。宮崎市の事業において、自殺対策との関連が見込まれるものを幅広く、「生きる支援関連施策」と位置付け、全庁的な取組を推進してまいります。

※「生きる支援」関連施策全129事業のうち、一部を抜粋して掲載

### ■普及啓発

広報紙やホームページ及びSNS、講演会等のイベントを活用し、市民に対して自殺対策の啓発活動を行う。

No.	事業・取組	事業概要	担当
1	市広報みやざき情報発信事業	市政情報やお知らせ等を広く市民に周知するため、毎月広報紙を発行している。また、SNSを活用し、迅速かつタイムリーな情報発信を行う。	総合政策部 秘書課
2	ホームページ運用事業	市民の利便性の向上を図るため、行政情報を適時かつ的確に発信できるホームページの運用を行う。	
3	人権啓発推進事業	人権尊重に関する意識の高揚を図るため、市民や市職員を対象とした講演会や研修会を開催するとともに、8月の人権啓発強調月間や12月の人権週間等に併せて、啓発活動を行う。	総務部 総務法制課

### ■高齢者

本人や家族等との関わりの中で様々な問題について察知し、必要な支援につなげる。

No.	事業・取組	事業概要	担当
4	生活支援ハウス事業	家族による援助が困難で生活に不安を抱えた高齢者の自立を促すため、生活支援ハウスを提供し、介護支援、交流支援等を行う。	福祉部 地域包括 ケア推進課
5	老人福祉施設保護措置事業	経済的理由等を含む環境的な理由から在宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できる場を整えるため、養護老人ホームへの入所措置を行う。	



## ■生活困窮者

生活困窮を起因とする滞納者等との関わりの中で、必要に応じて支援制度等について情報提供を行う。

No.	事業・取組	事業概要	担当
6	収納対策事業	滞納者に対して文書催告や差押等を行うことで、収納率の向上を図る。また、経済的に困窮する方については、納税相談等を行い資力に応じた納付を促す。	財政部 納税管理課
7	収納率向上対策事業(徴収事務費、滞納整理費)	国民健康保険事業の安定運営や納税者の負担の公平性を保つため、厳正で的確な滞納処分や効果的な収納体制を構築し、収納率向上を図る。また、経済的に困窮する方については、納付相談等を行い資力に応じた納付を促す。	財政部 国保収納課
8	介護保険料賦課徴収事業	介護保険料の賦課・徴収対象者である65歳以上の滞納者に対して、文書催告や臨戸訪問による納付指導等を行うことで、収納率の向上を図る。また、経済的に困窮する方については、納付相談等を行い資力に応じた納付を促す。	福祉部 介護保険課
9	上下水道料金等収納業務	上下水道料金等の収納及び督促・給水の停止及び解除を行う。また、経済的に困窮する方については、生活状況を把握し分割納付の相談を行い、必要に応じて福祉部局の相談窓口を案内する。	上下水道局 料金課

## ■子ども・若者

家族や学校以外にSOSを出しやすい居場所づくりを行うとともに、学校現場と専門職とで連携し、子ども・若者及びその家族の様々な問題や家庭状況、気持ちに寄り添いながら問題解決へと繋げる。

No.	事業・取組	事業概要	担当
10	子どもの第三の居場所運営事業	経済的理由などを背景に家庭で大人と過ごす時間の少ない子どもが家庭や学校の他にSOSを出しやすい場を持てるよう「第三の居場所」となる場所を提供し、学習支援や生活習慣の形成支援、活動体験の提供、相談支援などを行う。	子ども未来部 子育て支援課
11	不登校児童生徒学習支援体制整備事業	不登校支援の在り方協議会を設置の上、支援の現状と課題について協議し、今後の支策等の検討の参考とする。また、校内教育支援教室への指導員を配置し、別室登校の児童生徒への受入体制の充実を図るとともに、教職員の負担軽減を図る。	教育委員会 学校教育課
12	不登校児童生徒対策事業	教育支援教室で、児童生徒や保護者に対し教育相談や学習指導等の学校復帰の支援や、引きこもり等で家庭訪問が必要な児童生徒には訪問相談等を行う。	

## ■妊産婦・子育て世代

妊娠・出産・育児によるストレスや不安、子どもの発育・発達や養育等の問題を抱える保護者に対し、交流の場やデジタル情報の提供、相談対応を行い、早期に必要な支援に繋げる。また、妊活や不妊の悩みを抱える方との関りの中で、不安や悩みを可能な範囲で聞き取りし、適切な支援に繋げる。

No.	事業・取組	事業概要	担当
13	不妊検査費助成事業	不妊の原因を早期に発見し、適切な治療につなげるため、少子化対策の一環として「安心して子どもを産み育てることのできる社会」の推進を図る。	子ども未来部 親子保健課
14	妊活支援推進事業	妊活を適切に進めるため、少子化対策の一環として、妊活に取り組む夫婦へのサポート体制の充実を図る。	
15	乳幼児発達相談事業	心身の発育・発達に不安や心配のある乳幼児とその保護者の負担軽減を図り、必要な支援に繋げるため、小児科医師や保育士、臨床心理士又は心理相談員、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、保健師による個別相談や講話を実施する。また必要時、心理相談員による園訪問や心理評価、個別相談など各保健センターの巡回を実施する。	
16	地域子育て支援センターの管理運営	育児不安の軽減や保護者の孤立防止を図るため、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子への交流の場の提供、育児不安等への相談・援助、育児に関する情報の提供、親子講座などを実施する。 ※地域子育て支援センター指定管理料、地域子育て支援センター運営費補助事業、子育て支援サービス利用支援事業（基本型）は地域子育て支援センター関連の事業。	子ども未来部 子育て支援課
17	母子・父子相談事業	母子・父子家庭の負担軽減を図るため、様々な相談に応じ、支援に繋げていく。	
18	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭の負担を軽減するため、生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員による生活の支援を行う。	
19	産前・産後サポート事業	妊産婦及びその家族が家庭や地域での孤立感を軽減し前向きに出産・育児に臨めるようにするため、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みに対して、専門職員が相談支援を行うとともに、参加者同士の交流を促す。	子ども未来部 子ども家庭支援課
20	母子保健・地域子育て情報配信事業	必要な情報を迅速かつ効率的に受け取ることができる環境を整備するため、妊娠経過や子どもの年齢等に応じて、本市における母子保健事業の案内や子育てに関する情報を配信する。また、オンライン面談のツールとしても活用する。	
21	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	子育て家庭の孤立化を防ぐため、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行い、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とする。	
22	家庭児童相談事業	悩みを抱える家庭の不安や困り感の軽減のため、家庭における子どもの養育やしつけ、子ども自身の性格や行動など、様々な悩みについて相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な指導・助言を行う。	

## ■性的少数者

多様な性に関する理解促進のための広報・啓発・教育の充実を図るとともに、当事者の相談に応じることによって安心した生活に繋げる。

No.	事業・取組	事業概要	担当
23	宮崎市男女共同参画センター管理運営事業	男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため、拠点となる男女共同参画センター「パレット」において総合相談窓口及び性的少数者に関する相談窓口を設置する。	地域振興部 文化・市民活動課
24	アライ推進事業	当事者団体に加え、教育、企業、医療分野などにおけるアライとの協働により、性的少数者に関する広報・啓発を行う。(アライ…性的少数者を理解し、支援するという考え方を持つ人)	
25	宮崎市性的少数者専門相談事業	性的少数者が暮らしやすいまちづくりを推進するため、弁護士及び性的少数者の当事者が受け手となり、性的少数者に関する専門相談を行う。	

## ■交際問題

啓発講座を実施し意識の向上を図るとともに、当事者からの相談に対応する中で、必要な機関や支援に繋げる。

No.	事業・取組	事業概要	担当
26	DV防止啓発事業	男女の人権尊重とあらゆる暴力の根絶を図るため、中学生向けデートDV講座を実施する。	地域振興部 文化・市民活動課
27	ドメスティックバイオレンス被害者支援事業	DV被害者を必要な支援に繋げるため、相談に応じる。	子ども未来部 子育て支援課
28	母子生活支援施設広域入所措置費	DV被害者を加害者から遠ざけるため、県外への措置を行う。	

## ■障がい者・難病患者等

障がい者や難病を抱えている方とその家族の中には、日常生活上で様々な困難や問題に直面し自殺リスクの高い方もいるため、当事者やその介護者の背後にある様々な問題を察知し、専門的な相談支援や介護者の負担軽減など、心身の状況に合わせた支援を行う。

No.	事業・取組	事業概要	担当
29	医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供する。	福祉部 障がい福祉課
30	障がい者差別解消・虐待防止対策事業	障がい者の権利擁護を図るため、障がい者に対する差別解消、虐待防止を行う。	
31	障がい福祉サービス事業	障がい者が自立した生活を送るため、障がいの特性や生活ニーズに応じた支給決定を行い、必要なサービスのほか、自立した生活に向けた訓練等のサービスを提供する。	
32	地域生活支援給付事業	障がい者が身近な地域で障がい特性に応じた適切な支援を受けるため、障がいの特性や生活ニーズに応じた支給決定を行い、日常生活又は社会生活を営むことを目的としたサービスを提供する。	
33	宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業	障害者総合支援法及び障害者虐待防止法に基づき、市民の福祉の向上を図るため、障がい者基幹相談支援・虐待防止センターを拠点として障がい児・者及びその家族等に各種支援を実施し、「誰もが住みよいまち」を目指す。	
34	難病患者地域支援対策推進事業	難病患者及び家族等の生活の質の維持・向上のため、保健・医療・福祉の関係機関が連携して訪問相談等の支援を行う。	健康管理部 健康支援課

## ■アルコール等の依存

依存症に対する理解を深め、適切な治療や支援、地域での生活を促進するため民間団体に取り組む依存症についての周知活動等に係る費用を助成する。

No.	事業・取組	事業概要	担当
35	依存症関連問題改善活動支援事業	アルコール関連問題、薬物依存症及びギャンブル等依存症の理解を深め、適切な治療や支援、地域での生活を促進するため、民間団体に取り組む依存症についての周知、啓発、相談に係る費用を助成する。	福祉部 障がい福祉課

## 第6章 自殺対策の推進体制等

### 6-1 宮崎市自殺対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第4条の規定に基づき、同法第2章に規定する基本的施策の策定及び実施について、関係機関との協議を行うため、宮崎市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (ア) 自殺の実態把握に関すること。
- (イ) 自殺対策の計画に関すること。
- (ウ) 自殺対策に係る連携調整に関すること。
- (エ) その他自殺対策の推進に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関及び団体等(以下「関係機関等」という。)の職員等で構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、協議会を構成する者の中から互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の目的を効果的に達成するため「実務者会議」を設け、委員は別表に掲げる団体の代表者、又はその指名する者を充てる。

(会議)

第4条 協議会及び実務者会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときには、協議会及び実務者会議に関係人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会及び実務者会議の庶務は、健康支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成22年8月24日から施行する。
- この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月18日から施行する。
- この要綱は、平成25年6月5日から施行する。
- この要綱は、平成26年5月7日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年6月10日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

## 6-2 宮崎市自殺対策推進協議会委員組織図

令和5年12月時点

区分	機関及び団体等		推進協議会委員	実務者会議委員	
医療	宮崎市郡医師会		関係機関等の代表者又は代表者が指名した者	関係機関等の代表者が指名した者	
	宮崎県精神科病院協会				
	宮崎県精神科診療所協会				
	宮崎県公認心理師・臨床心理士会				
	宮崎市郡薬剤師会				
	宮崎県精神保健福祉士協会				
法律	宮崎県弁護士会				
	宮崎県司法書士会				
民間	NPO 法人 国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター				
	市民活動団体 ヘルプラインいのち				
	NPO 法人ハートム				
	NPO 法人宮崎いのちの電話				
	社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会				
	宮崎市民生委員児童委員協議会				
	独立行政法人 労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター				
保険	全国健康保険協会 宮崎支部				
警察	宮崎県宮崎北警察署				
	宮崎県宮崎南警察署				
	宮崎県高岡警察署				
報道	宮崎日日新聞社				
労働	宮崎公共職業安定所				
医療 福祉 保健	宮崎市	健康管理部	次長（保健所長）	担当者	
			参事（副所長）		
			保健医療課		課長
		福祉部	地域保健課		課長
			福祉総務課		課長
			障がい福祉課		課長
			介護保険課		課長
			地域包括ケア推進課		課長
			社会福祉第一課 社会福祉第二課		課長
		子ども未来部	子育て支援課		課長
			子ども家庭支援課		課長
			親子保健課		課長
		地域生活	地域振興部		文化・市民活動課
労働	観光商工部	産業政策課	課長		
教育	宮崎市教育委員会	学校教育課	課長		
消防	宮崎市消防局	警防課	課長		

事務局	健康管理部健康支援課
-----	------------



## 第7章 参考資料

### 7-1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

#### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、

自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。



(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自

殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を

講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

## 7-2 自殺総合対策大綱

### 「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

#### 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について**詳細な調査や分析**をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

#### 2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策**を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

#### 3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォーム**づくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

#### 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。**
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が**一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。**

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携  
 ■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

### 「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

#### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

#### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが**思い込まれた末の死**である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
  - ・自殺への影響について情報収集・分析
  - ・ICT活用を推進
  - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

#### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
  - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
  - ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
  - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)**
  - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

#### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 重点施策の拡充内容については、P.3・4
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
  2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
  3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
  4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
  5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
  6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようとする
  7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
  8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
  9. 遺された人への支援を充実する
  10. 民間団体との連携を強化する
  11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
  12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
  13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

#### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

#### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
  - ・指定調査研究等法人(いのちを支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
  - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
  - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

# 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

## 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

## 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

## 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
  - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
  - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

## 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

## 5. 心の健康を支える環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
  - ・パワハラメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

## 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

## 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

3

# 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

## 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- **医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化**
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- **家族等の身近な支援者に対する支援**
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

## 9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- **学校、職場等での事後対応の促進**
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- **遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- **遺児等への支援**
  - ・メンタララーとなっている遺児の支援強化

## 10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- **民間団体の相談事業に対する支援**
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

## 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- **学生・生徒への支援充実**
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブック型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- **SOSの出し方に関する教育の推進**
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- **子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実**
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- **知人等への支援**
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- **子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備**
  - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

## 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **長時間労働の是正**
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
  - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
  - ・副業・兼業への対応
- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
- **ハラスメント防止対策**
  - ・パワハラメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

## 13. 女性の自殺対策を更に推進する

- **妊産婦への支援の充実** (新設)
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- **コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援**
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- **困難な問題を抱える女性への支援**

4

---

---

第3期宮崎市自殺対策行動計画

---

令和6年3月発行

発行・編集

宮崎市 健康管理部 健康支援課

〒880-0879 宮崎県宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

T E L 0985-29-5286

F A X 0985-29-5208

E-mail : [10zousin@city.miyazaki.miyazaki.jp](mailto:10zousin@city.miyazaki.miyazaki.jp)

宮崎市HP : <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>

---

---

